

太 子 町

障害者計画(第4期)

障害福祉計画(第7期)

障害児福祉計画(第3期)

令和6年2月

太 子 町

太 子 町

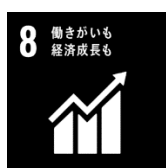
障害者計画(第4期)

障害福祉計画(第7期)

障害児福祉計画(第3期)

令和6年2月

太 子 町



はじめに



本町では、平成 30（2018）年 2 月に策定した「太子町障害者計画（第 3 期）」、令和 3（2021）年 2 月に策定した「太子町障害福祉計画（第 6 期）」「太子町障害児福祉計画（第 2 期）」を基に、地域で支え合いながら、障害のある人が自立した生活や社会参加ができるよう、各分野にわたる障害者施策を推進してまいりました。

この間、障害者施策の分野では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正など、障害のある人に対する取り組みの充実を図ってきたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、障害のある人に限らず、社会的な行動が制限され、医療・福祉サービスの提供に制約が生じるほか、就労機会の減少にもつながり、本町の障害福祉施策にも大きな影響を及ぼしました。しかし、令和 5（2023）年 5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行され、少しずつ人々の日常も取り戻されつつあります。

このような中、すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現には、事業者や町民の幅広い理解のもとで、自らのこととして考え、参画することが必要であり、世代を超えてつながることで、豊かな社会の実現へとつながっていくものと考えております。

本計画では、ライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意志で選択し、行動し、可能な限り自立した生活を創造するための「リハビリテーション」と、障害があることを特別視するのではなく、障害のある人もない人も共に生活できる社会こそが普通の社会であるという「ノーマライゼーション」を基本理念としています。

今後は、この新たな計画のもと、障害者施策のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民の皆様ならびに関係各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、太子町保健福祉審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係機関及び関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 6（2024）年 2 月

太子町長

沖汐守彦

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
5. 計画の対象	5
第2章 本町の障害者を取り巻く状況	6
1. 人口等の状況	6
2. 障害者の状況	7
3. 就学等の状況	13
4. 雇用・就労の状況	16
5. アンケート調査からみた障害者の状況	17
第3章 計画の基本的考え方	23
1. 基本理念	23
2. 基本方針	23
3. 施策の体系	25
第4章 施策の展開	26
1. 理解と配慮の促進	26
2. 自立生活の支援の推進	28
3. 障害児支援の充実	31
4. 社会参加の促進	33
5. 安全・安心な生活環境の整備	36
6. 保健・医療の推進	39
第5章 障害(児)福祉計画の推進	41
1. 基本理念	41
2. 数値目標と実績	42
3. 障害福祉サービス等の実績	44
4. 令和8年度成果目標	48
5. 障害福祉サービス等の見込量	52
6. 地域生活支援事業の見込量	61
第6章 計画の推進と評価	67
1. 計画の推進体制	67
2. 計画の進行管理と評価	67
3. 計画の情報発信	67
資料編	69
答申書	71
太子町保健福祉審議会条例	72
太子町保健福祉審議会規則	74

計画策定経過	75
太子町保健福祉審議会委員名簿	76

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町においては、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、障害者がライフステージのすべての段階において全人間的復権をめざす「リハビリテーション」の理念のもと、平成 30 年 2 月に「太子町障害者計画(第 3 期)・障害福祉計画(第 5 期)・障害児福祉計画(第 1 期)」、令和 3 年 2 月に「太子町障害福祉計画(第 6 期)・障害児福祉計画(第 2 期)」を策定し、太子町障害者基幹相談支援センター等における相談支援体制整備や障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、さまざまな分野におよぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、障害者の「親亡き後」を見据え、障害者が住み慣れた地域等で安心して暮らしていけるよう、地域の社会資源を有効に活用し、障害者の生活を地域全体で支えることを目的とした地域生活支援拠点等の整備等も行ってきました。

国においては、平成 26 年に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行等、障害者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

近年では、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立、令和 3 年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立、令和 4 年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正されるなど、障害福祉に係る法制度の整備が進み、制度的・量的に障害福祉サービスの充実が図られました。

本町においては、「太子町障害者計画(第 3 期)」・「太子町障害福祉計画(第 6 期)」・「太子町障害児福祉計画(第 2 期)」の計画期間が令和 5 年度で終了することから、国・県の動向を注視し、和のまち太子の手話言語条例制定等を踏まえて、これまでの障害福祉施策の取組や実績を評価・検証し、多様化する障害のある人やその家族のニーズ及び法制度の変化に的確に対応し、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会(共生社会)の実現に向けて、「太子町障害者計画(第 4 期)・障害福祉計画(第 7 期)・障害児福祉計画(第 3 期)」を策定するものです。

共生社会の実現（合理的配慮の考え方）について

障害者の権利に関する条約では、『合理的配慮（Reasonable accommodation）』とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされています。

また、社会的障壁により生ずるものが障害であり、社会的障壁を取り除き（合理的配慮の提供）、障害のある人の主体的な完全参加を目指すことが社会全体の責務であるとする「障害の社会モデル」の立場を取っています。

この合理的配慮は、日本では「配慮」と訳されていますが、「accommodation（適応、調和）」の意味からも、日本語の「配慮」が意味としてもつ気遣いや心配り等ではなく、本来は心身機能に障害のある人の状況に適応・調和した環境の改善等を求めているものです。

また、令和6年4月以降の民間事業者への合理的配慮提供義務化に合わせた取組が進められていますが、それが必要とされる場を、店舗・サービスや学校・職場等に限定して考えるものではなく、地域社会、インフォーマルなコミュニティ、SNSにおける世論など、社会全体において取り組むべき課題であり、理に適った工夫の積み重ねが求められています。

【参考：障害の社会モデル】

以前は、「障害」とは、個人の心身機能の障害に着目して、個人の努力で残存機能の拡大や喪失機能の代替により社会適応を目指すとする、「障害の医学モデル」の考え方がとられていました。しかし、現在では、ICF（国際生活機能分類：WHO）や障害者の権利に関する条約において示されたように、「障害」は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、環境の改善等により社会的障壁を取り除き、障害のある人の主体的な完全参加を目指すことは社会全体の責任であるという、社会環境に着目した「障害の社会モデル」の考え方へと変化しています。

<社会的障壁の種類と例>

物理的：公共交通機関、道路、建物等で物理的に生じるもの（段差、狭い通路等）

制度的：教育、就労、地域生活で、能力以外で機会が均等でないもの（イベントへの参加等）

情報面：音声や文字等の情報が提供されないことで生じるもの（音声のみのアナウンス等）

意識上：偏見、差別、無関心等

2. 計画の位置付け

(1) 法的な位置づけ

次の3つの計画を一体的に策定することとします。

「太子町障害者計画（第4期）」

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定し、障害者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

「太子町障害福祉計画（第7期）」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、国・県の基本指針に則して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画です。

「太子町障害児福祉計画（第3期）」

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量等を定める計画です。

(2) 町の計画における位置づけ

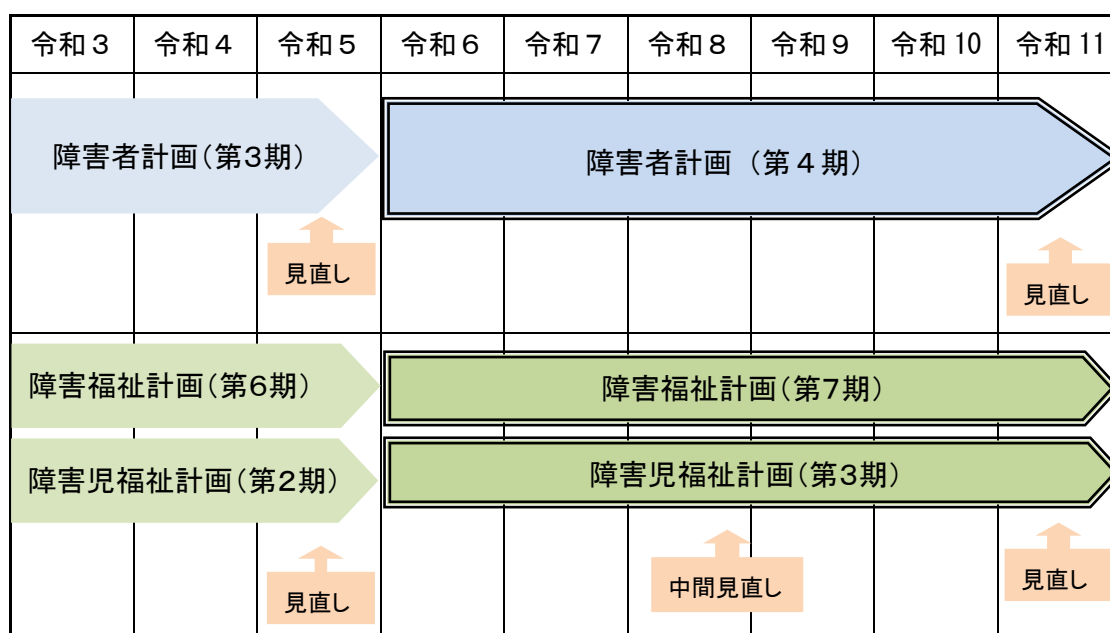
この計画は、町政運営の基本的な指針である「第6次太子町総合計画」及び「太子町地域福祉計画」の分野別計画として位置付けられます。

また、他の関連する分野別計画や国、県の関連する計画との整合性を保つものとしします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間については、「障害者計画（第4期）」は太子町の障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、6年間の計画とします。「障害福祉計画（第7期）」「障害児福祉計画（第3期）」については、3年毎の中間見直しを含めた6年間の計画とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化等に関しては、適宜計画の見直しを行うこととします。



4. 計画の策定体制

（1）障害者実態調査の実施

計画の策定に当たり、障害者の実態やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、町内に現住所のある障害者を対象にアンケート調査を実施しました。

① 調査対象

本町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害福祉サービスの利用者

② 調査方法及び調査時期

調査方法は郵送による配布、回収。

調査時期は令和5年10月23日から11月30日まで。

③ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,502	752	50.1%

(2) 太子町保健福祉審議会等での審議

本計画の策定に当たり、有識者、各種団体代表者、行政関係者等からなる「太子町保健福祉審議会」において、今後の障害者福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。また、太子町地域自立支援協議会で意見聴取を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に幅広く町民の意見を把握するために、計画案の内容等を広く公表するパブリックコメントを実施しました。実施期間は令和6年1月22日から2月15日までで、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

5. 計画の対象

この計画における「障害者」「障害児」「障害のある人」とは、障害者手帳交付の有無や年齢にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第2条第1項第1号、児童福祉法第4条第2項）を計画の対象とします。

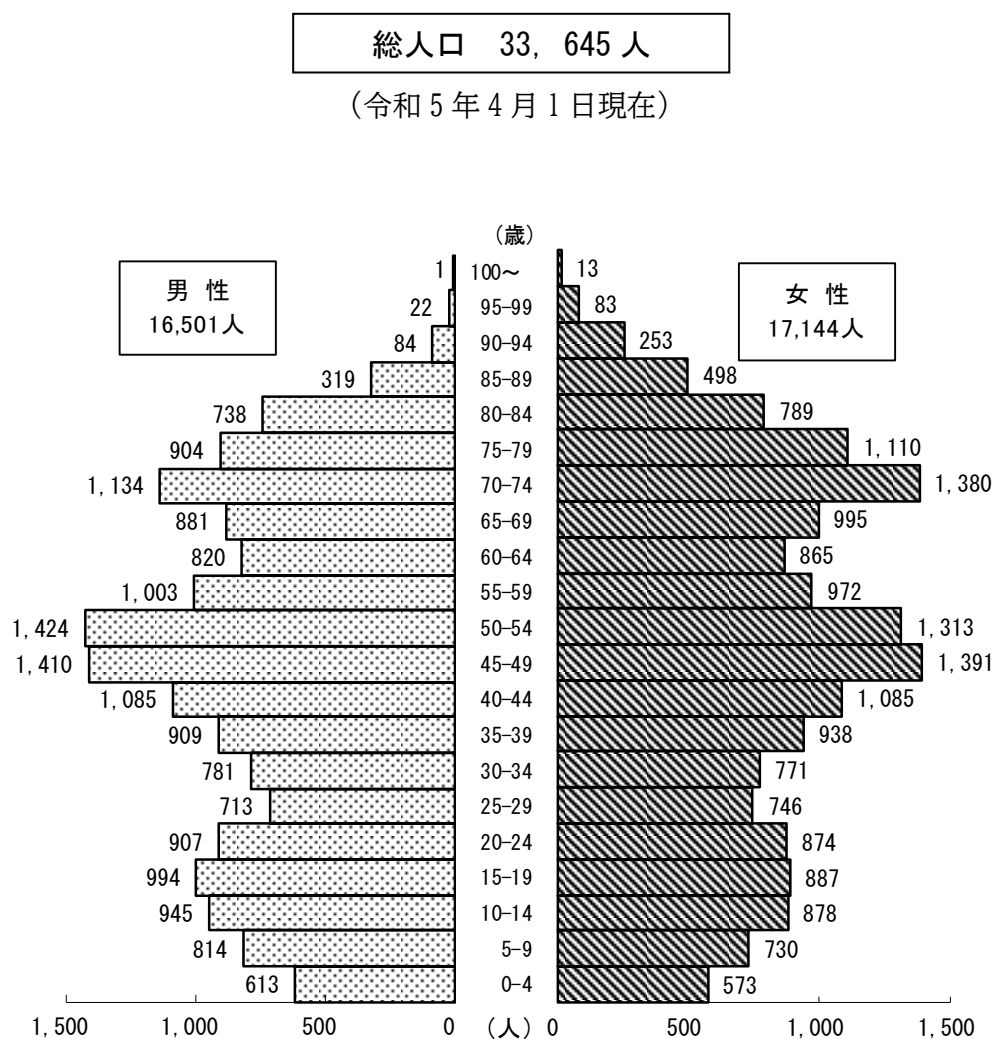
第2章 本町の障害者を取り巻く状況

1. 人口等の状況

○人口構成

令和5年4月1日現在の本町の総人口は、男性は16,501人、女性は17,144人の合計33,645人となっています。

年齢構成をみると、男女とも「45～49歳」「50～54歳」「70～74歳」の階層が特に多くなっています。



資料：住民基本台帳

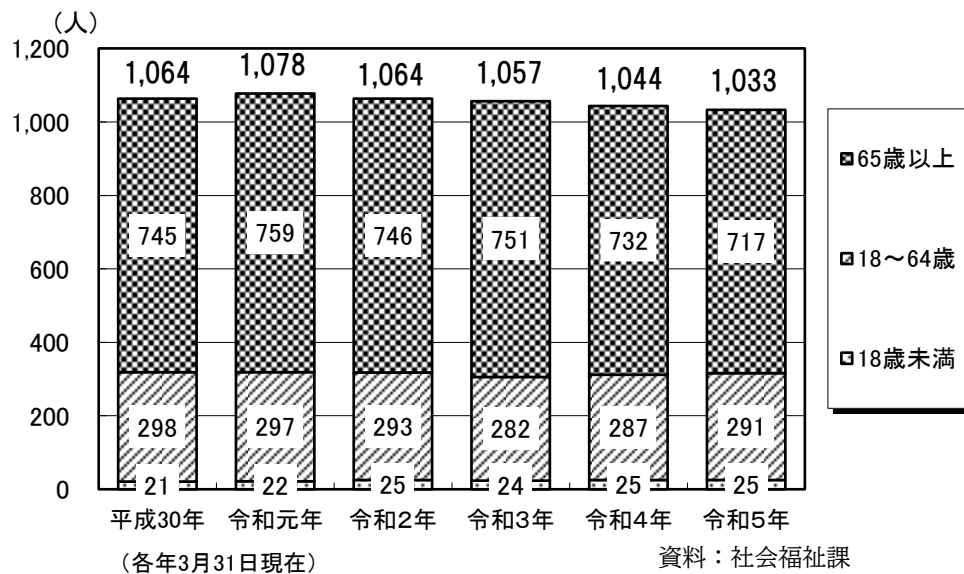
2. 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢階層別

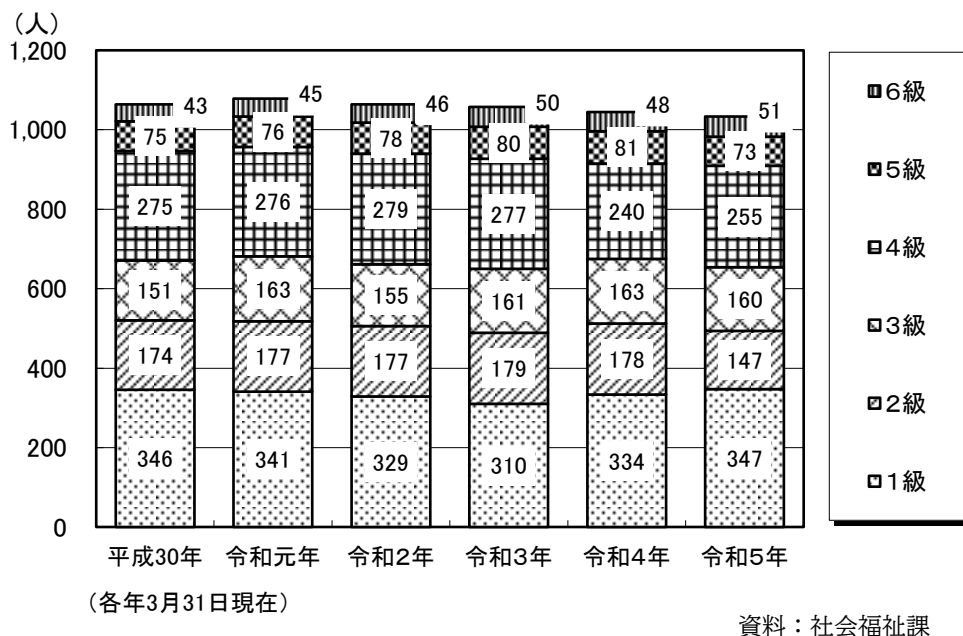
本町の身体障害者手帳所持者は、令和5年3月31日現在1,033人で、平成30年以降、やや減少傾向にあります。

年齢階層別にみると「65歳以上」の高齢者の割合が高く、令和5年は717人で全体の69.4%を占めています。



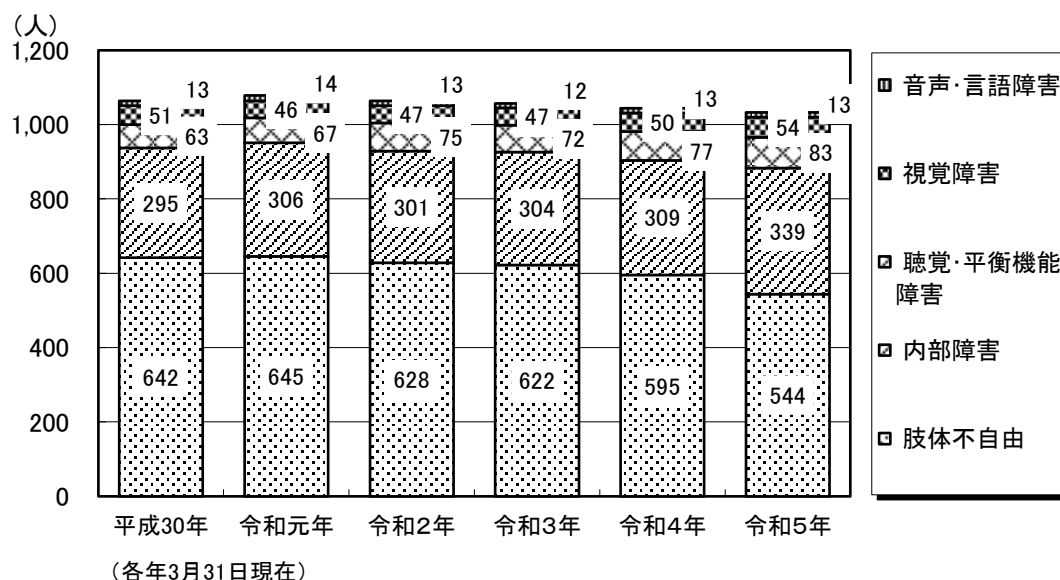
② 等級別

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「1級」が最も多く、令和5年は347人で33.6%を占めています。また、1級、2級を合わせた重度障害者は、494人で全体の47.8%と半数近くとなっています。



③ 障害種別

障害種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、令和5年は544人で全体の52.7%を占めています。また、「内部障害」は平成30年から令和5年にかけて44人（14.9%）増加しています。



資料：社会福祉課

④ 内部障害の内訳

内部障害の内訳をみると、「心臓機能障害」が最も多く、次が「腎臓機能障害」、「ぼうこう・直腸機能障害」となっています。

各年3月31日現在(単位: 人)						
種別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
心臓機能障害	138	147	152	151	160	173
腎臓機能障害	90	93	84	88	84	89
ぼうこう・直腸機能障害	47	44	43	43	45	55
呼吸器機能障害	13	15	15	16	14	16
小腸機能障害	2	2	2	2	2	2
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	5	5	5	4	4	4
合 計	295	306	301	304	309	339

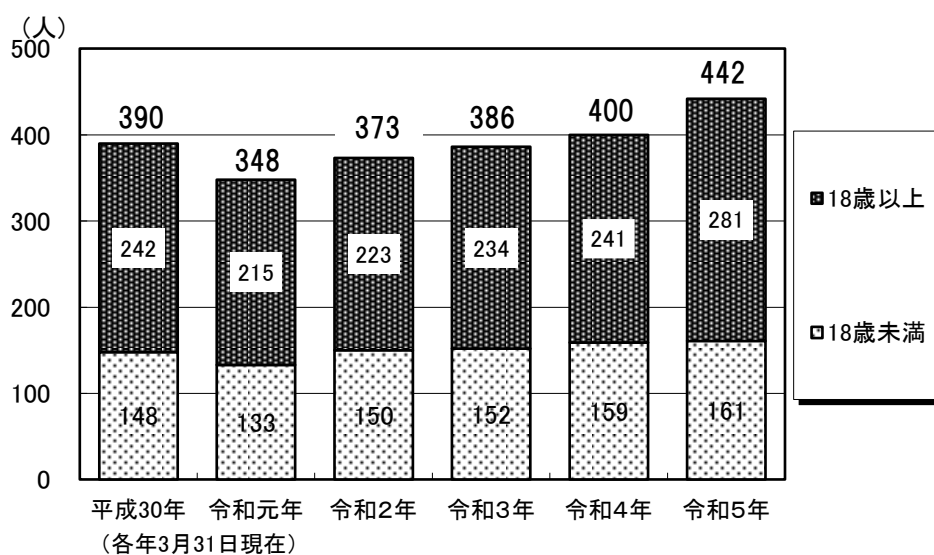
資料：社会福祉課

(2) 療育手帳所持者の状況

① 年齢階層別

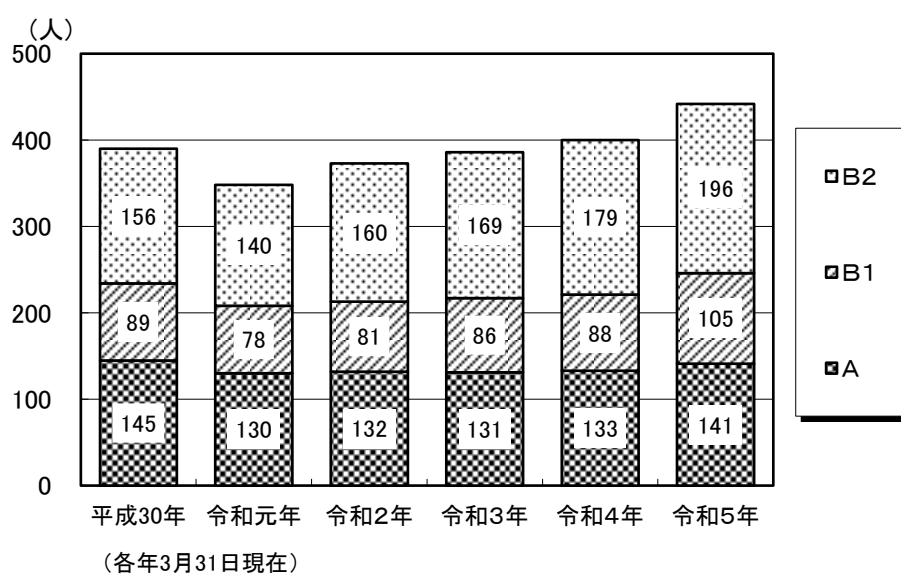
療育手帳所持者は、令和5年3月31日現在442人で、平成30年の390人から52人(13.3%)増加しています。

年齢階層別にみると、令和5年は18歳未満が161人(36.4%)となっています。



② 判定別

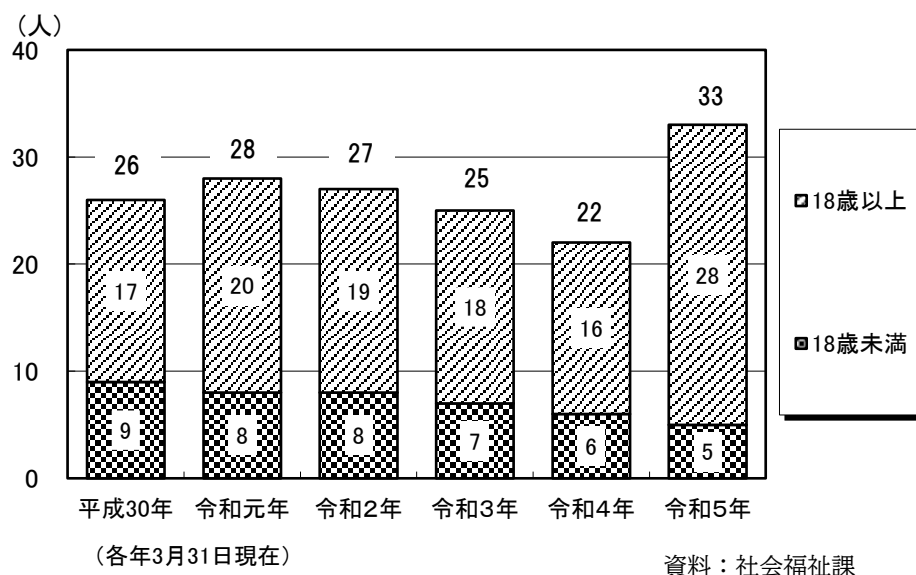
療育手帳所持者を判定別にみると、「B2」が多く、令和5年は196人(44.3%)となっており、平成30年から令和5年にかけて、40人(25.6%)増加しています。



(3) 重症心身障害者の状況

重症心身障害者は、令和5年は33人となっています。

年齢階層別にみると、令和5年は18歳未満が5人、18歳以上が28人となっています。



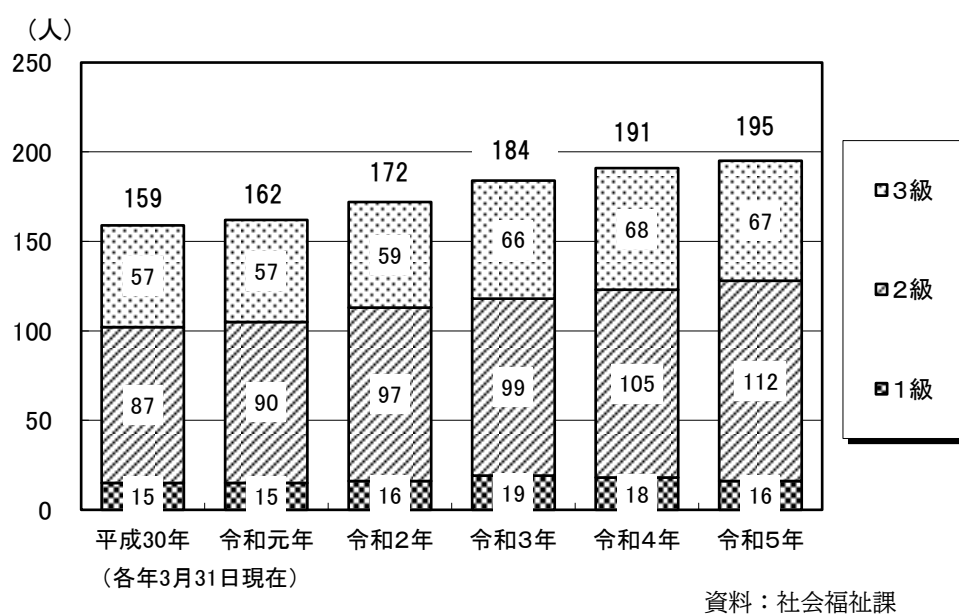
(4) 精神障害者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年3月31日現在195人です。

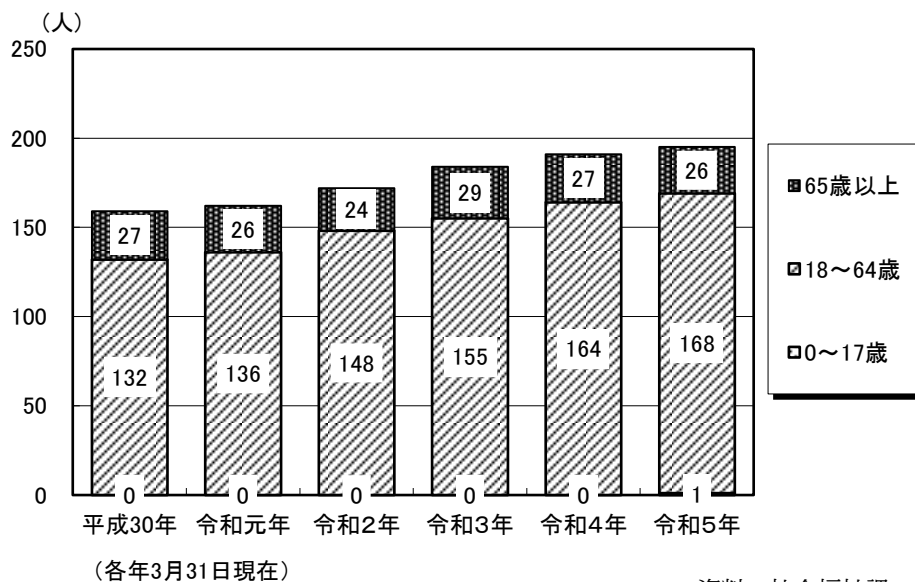
平成30年の159人に比べて36人(22.6%)増加しています。

等級別にみると「2級」が多く、令和5年は112人(57.4%)となっています。



② 精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢階層別）

年齢階層別にみると、令和5年は、18～64歳が168人で、86.2%を占めています。

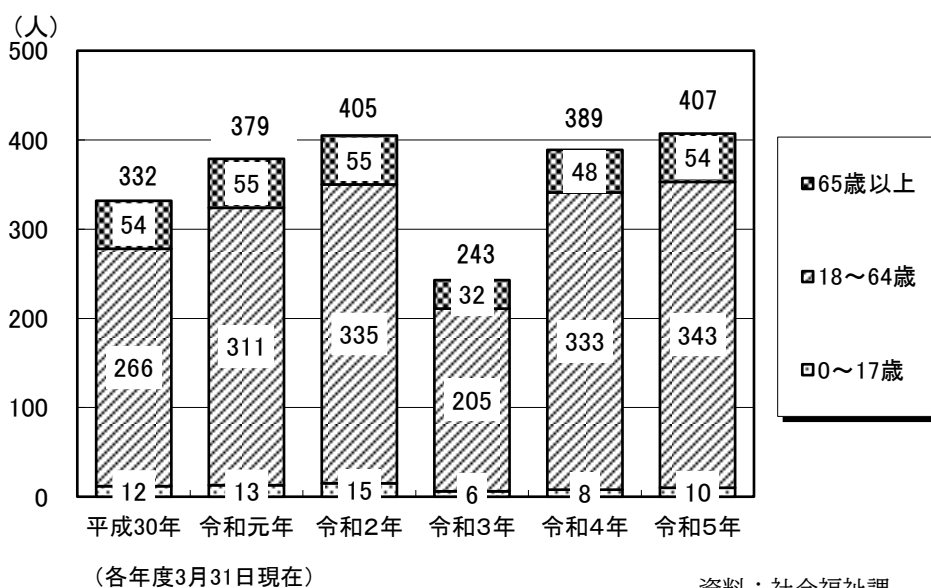


資料：社会福祉課

③ 自立支援医療費（精神通院医療）申請者

自立支援医療費の申請者数は、令和5年3月31日現在407人です。

年齢階層別にみると、令和5年は18～64歳が343人で84.3%となっています。



資料：社会福祉課

(5) 障害支援区分認定者の状況

① 認定者数の推移

障害支援区分認定者(受給者)は、令和5年3月31日現在162人で、身体障害者40人、知的障害者86人、精神障害者36人となっています。平成30年と比べると、36人(28.6%)増加しています。

各年3月31日現在(単位:人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体	支給決定	39	23	21	38	17	21
	受給者	44	46	48	48	45	40
知的	支給決定	59	41	46	67	44	50
	受給者	66	69	74	82	90	86
精神	支給決定	5	8	18	19	16	16
	受給者	16	16	18	28	34	36
計	支給決定	103	72	85	124	77	87
	受給者	126	131	140	158	169	162

資料：社会福祉課

② 認定区分別人数の内訳

区分別の人数をみると、身体障害者は区分6、知的障害者は区分4、精神障害者は区分2がそれぞれ最も多くなっています。

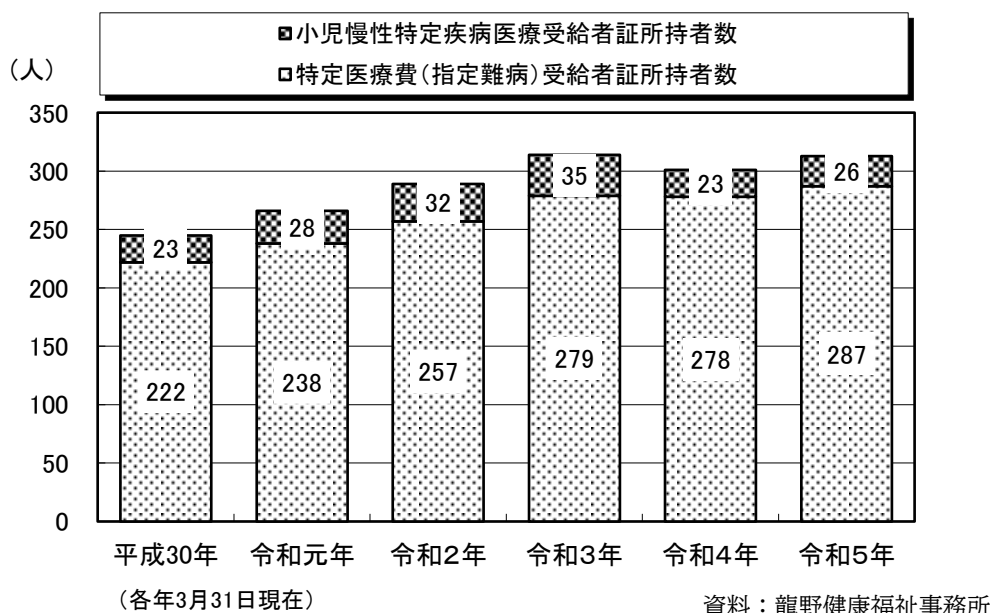
令和5年3月31日現在(単位:人)

	身体	知的	精神
区分6	24	20	2
区分5	4	20	0
区分4	8	22	8
区分3	3	16	10
区分2	1	6	14
区分1	0	2	2
計	40	86	36

資料：社会福祉課

（６）特定医療費等受給者証所持者の状況

令和５年３月３１日現在、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は 287 人、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は 26 人で、特定医療費等受給者証所持者の状況は、平成 30 年以降、増加傾向にあります。



３．就学等の状況

（１）保育所・幼稚園の状況

令和５年４月１日現在、障害児の在籍状況は、保育所・認定こども園 25 人、幼稚園 11 人となっています。

■保育所・幼稚園の障害児在籍状況

各年度4月1日現在(単位:人)

		令和3年	令和4年	令和5年
保育所・認定こども園 (町内)	在籍児数	655	632	618
	障害児数	26	26	25
	加配保育士数	15	24	13
幼稚園	在籍児数	233	217	196
	障害児数	13	11	11
	加配教諭数	16	16	19

資料：社会福祉課、管理課

(2) 特別支援学級の状況

特別支援学級の学級数は、令和5年4月1日現在、小学校23学級、中学校8学級となっています。

■特別支援学級の状況1

各年度4月1日現在

		令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学校数	4	4	4
	設置校数	4	4	4
	学級数	20	22	23
	児童数	103	115	114
中学校	学校数	2	2	2
	設置校数	2	2	2
	学級数	8	7	8
	生徒数	39	39	45

■特別支援学級の状況2

			令和3年	令和4年	令和5年
知的障害	小学校	学級数	8	10	10
		児童数	52	63	61
	中学校	学級数	2	2	2
		生徒数	14	13	15
自閉・情緒障害	小学校	学級数	8	8	8
		児童数	46	47	48
	中学校	学級数	4	4	4
		生徒数	23	24	27
難聴	小学校	学級数	0	1	2
		児童数	0	1	2
	中学校	学級数	1	0	0
		生徒数	1	0	0
肢体不自由	小学校	学級数	3	3	3
		児童数	4	4	3
	中学校	学級数	0	0	1
		生徒数	0	0	1
病弱	小学校	学級数	1	0	0
		児童数	1	0	0
	中学校	学級数	1	1	1
		生徒数	1	2	2

資料：管理課

(3) 通級指導の学級の状況

令和5年4月1日現在、通級指導の学級数は、小学校4学級、中学校2学級です。

■通級指導の学級数・児童生徒数		各年度4月1日現在		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
LD・ADHD等	小学校 学級数	2	2	4
	児童数	44	50	54
	中学校 学級数	1	1	2
	生徒数	23	22	17

資料：管理課

(4) 特別支援学校の状況

令和5年4月1日現在、特別支援学校の在籍状況は、次のとおりです。

■盲・ろう・特別支援学校の状況		令和5年4月1日現在		
学校名	中学部	高等部	合計	
県立西はりま特別支援学校	30	17	47	
県立播磨特別支援学校	0	9	9	
県立赤穂特別支援学校	0	1	1	

資料：管理課

4. 雇用・就労の状況

民間企業における雇用状況

民間企業における障害者の雇用状況をみると、法定雇用率 2.3%に対して、太子町内の企業の実雇用率は、令和 5 年 6 月 1 日時点で 1.70%となっています。

兵庫県内の実雇用率は、2.36%であり、雇用率達成企業の割合は、52.2%となっています。

■太子町内の民間企業における雇用状況

(各年6月1日現在)

	算定基礎 労働者数 (人)	障害者の数	実雇用率 (%)
平成30年度	1,207.0	14.5	1.20
令和元年	1,272.0	17.5	1.38
令和2年	1,298.0	18.0	1.39
令和3年	1,295.5	22.0	1.70
令和4年	1,314.5	18.5	1.41
令和5年	1,354.0	23.0	1.70

資料：兵庫労働局

■兵庫県内の民間企業における雇用状況

(各年6月1日現在)

	企業数 (企業)	雇用状況			雇用率達成 企業の割合 (%)
		算定基礎労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	
平成30年	3,458	725,173.5	15,268.0	2.11	48.2
令和元年	3,473	728,571.0	15,727.5	2.16	51.0
令和2年	3,481	732,795.0	16,167.5	2.21	50.9
令和3年	3,603	735,577.0	16,555.0	2.25	49.5
令和4年	3,598	722,537.0	16,497.0	2.28	50.5
令和5年	3,635	723,624.0	17,091.0	2.36	52.2

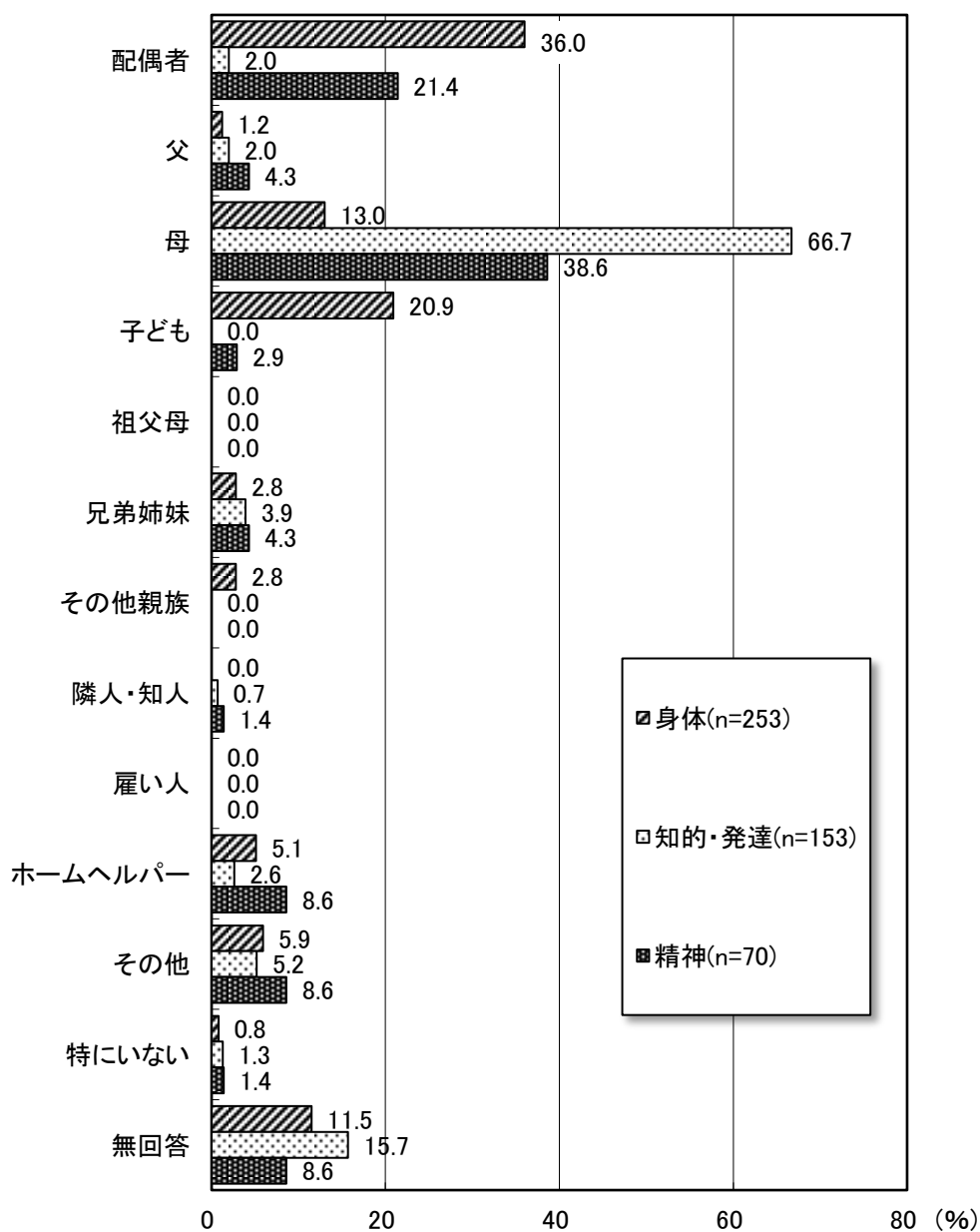
資料：兵庫労働局

5. アンケート調査からみた障害者の状況

令和5年に実施したアンケート調査の結果から主なものを抽出しました。

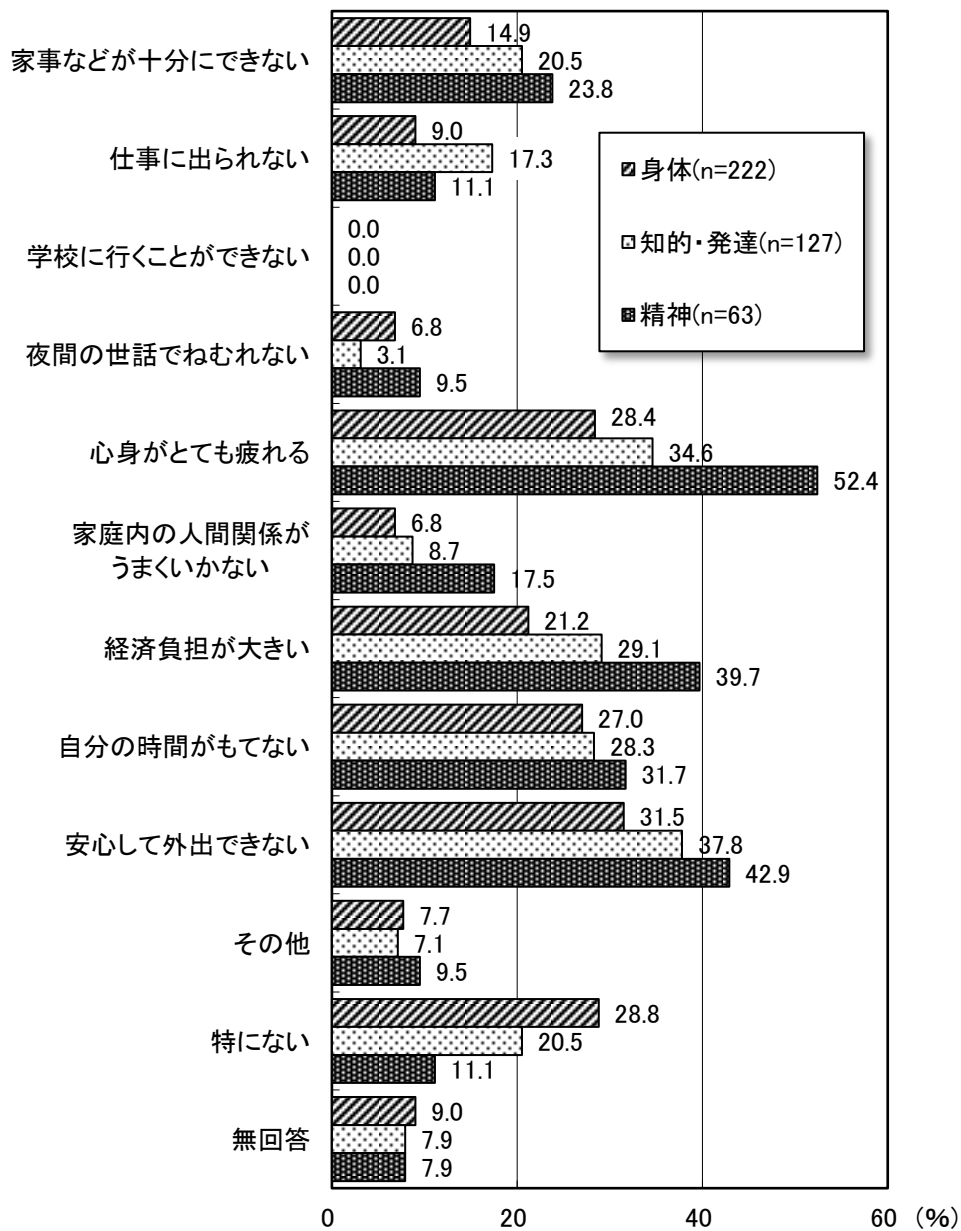
(1) 主な介助者

主な介助者は、身体障害者は「配偶者」が最も多く、次が「子ども」です。知的・発達障害者は「母」が特に多くなっています。精神障害者は「母」が最も多く、次が「配偶者」となっています。



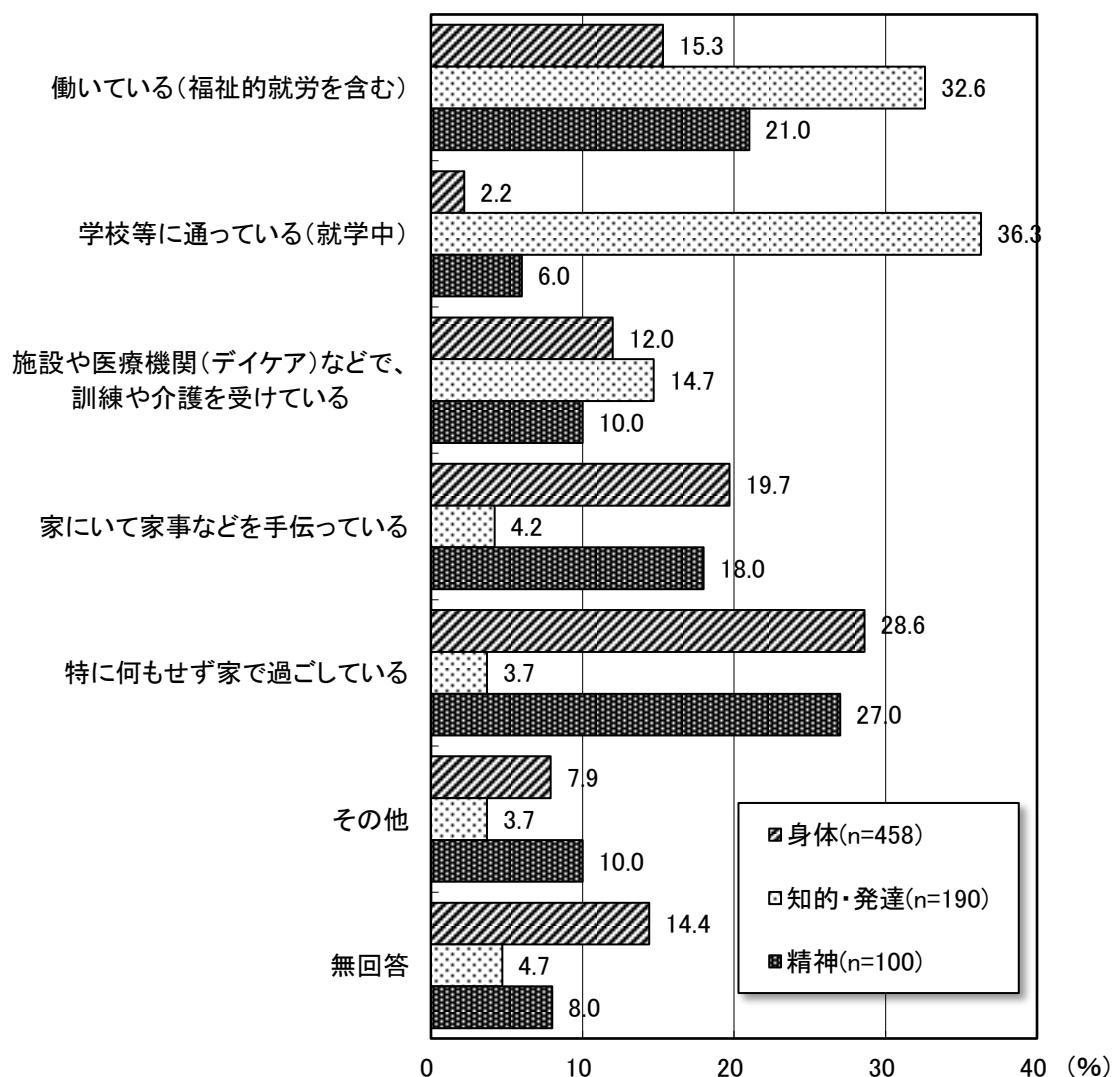
(2) 介助（支援）者が、特に困っていること

日常生活の中で介助（支援）者が、特に困っていることとしては、身体障害者および知的・発達障害者は「安心して外出できない」が最も多く、次が「心身がとても疲れる」です。精神障害者は「心身がとても疲れる」が最も多く、次が「安心して外出できない」となっています。



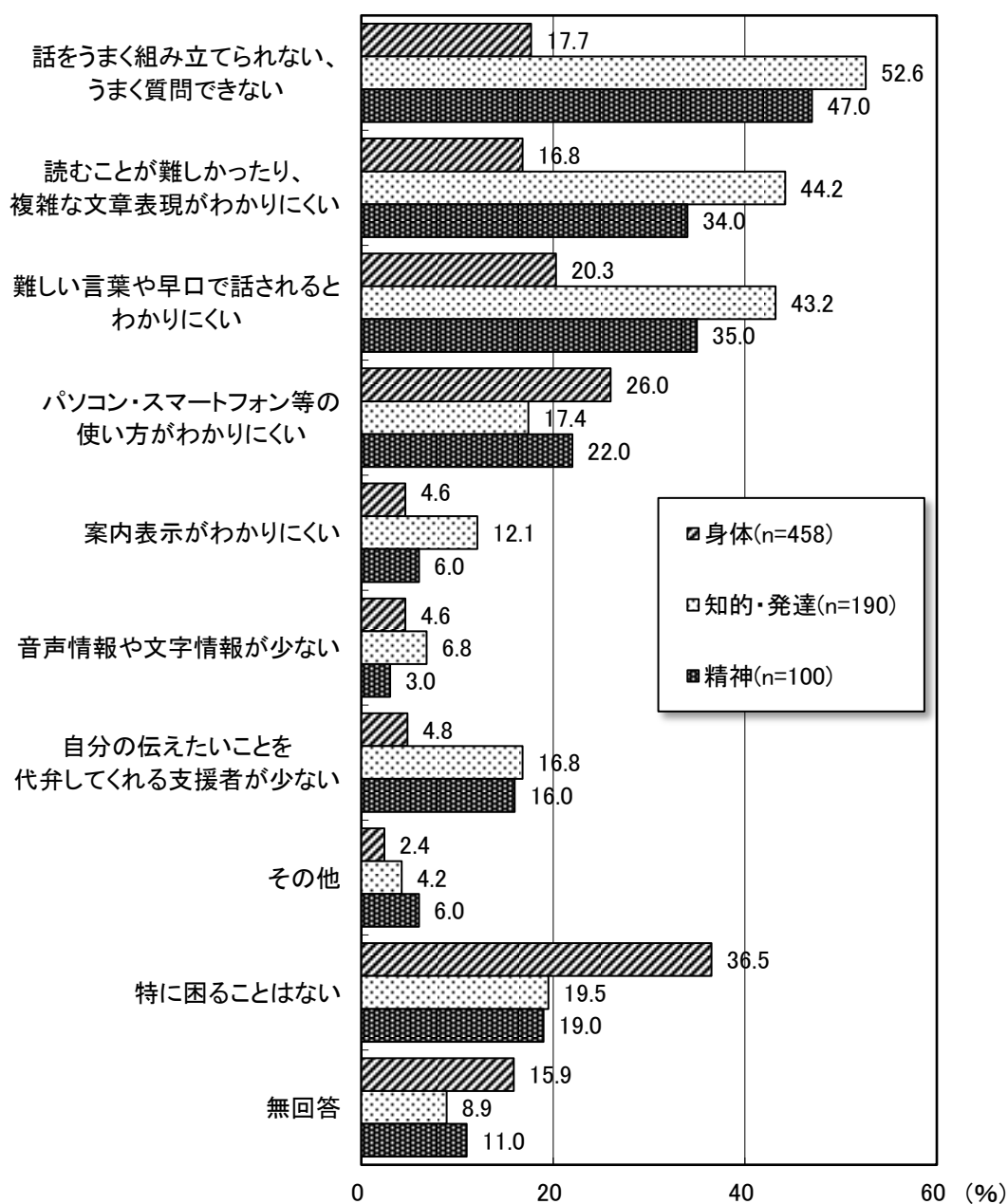
(3) 毎日の過ごし方

毎日の過ごし方は、身体障害者は「特に何もせず家で過ごしている」が最も多く、次が「家にいて家事などを手伝っている」です。知的・発達障害者は「学校等に通っている（就学中）」が最も多く、次が「働いている（福祉的就労を含む）」です。精神障害者は「特に何もせず家で過ごしている」が最も多く、次が「働いている（福祉的就労を含む）」となっています。



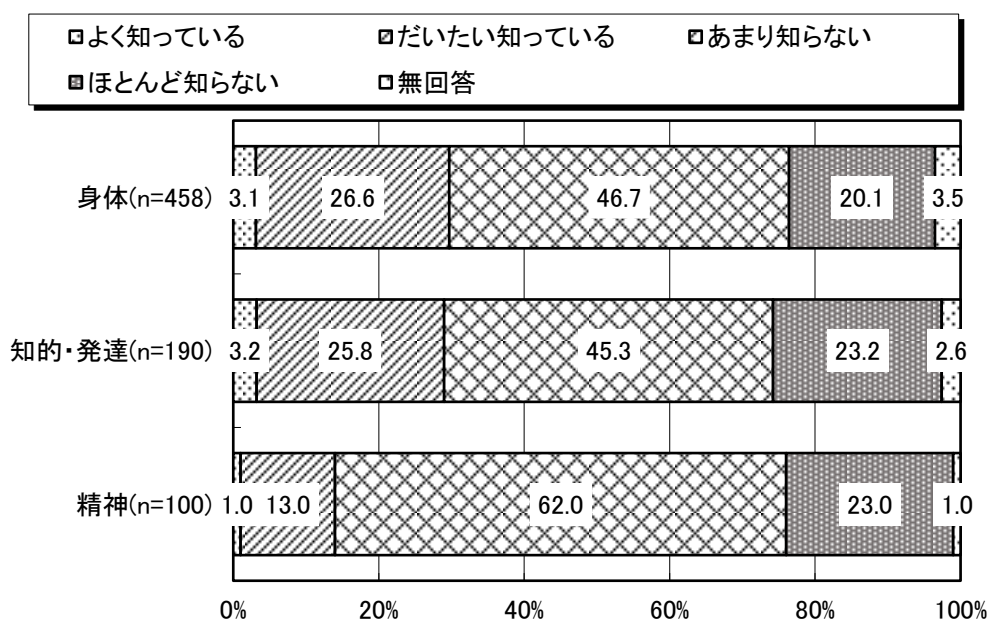
(4) 相談でのコミュニケーションや情報取得をするうえで困ること

相談でのコミュニケーションや情報取得をするうえで困ることとしては、身体障害者は「パソコン・スマートフォン等の使い方がわかりにくい」が最も多く、次が「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」です。知的・発達障害者は「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」が最も多く、次が「読むことが難しかったり、複雑な文章表現がわかりにくい」、です。精神障害者は「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」が最も多く、次が「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」となっています。



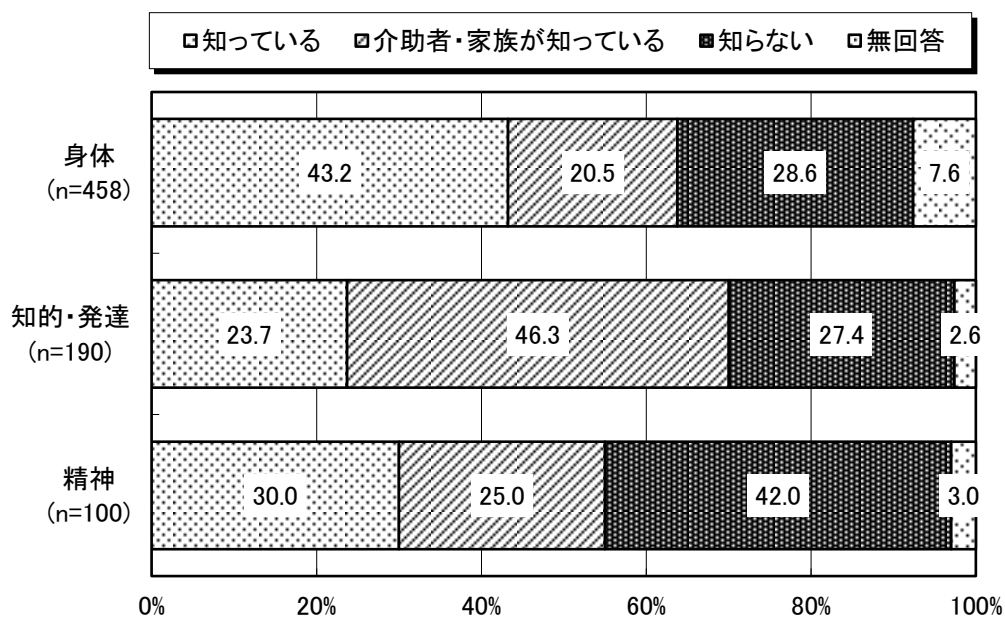
(5) 障害者の福祉の制度や福祉サービス等に関する情報の認知度

障害者の福祉の制度や福祉サービス等に関する情報について、「あまり知らない」と「ほとんど知らない」を合わせた割合は、身体障害者は66.8%、知的・発達障害者は68.5%、精神障害者は85.0%と、いずれも6割以上となっています。



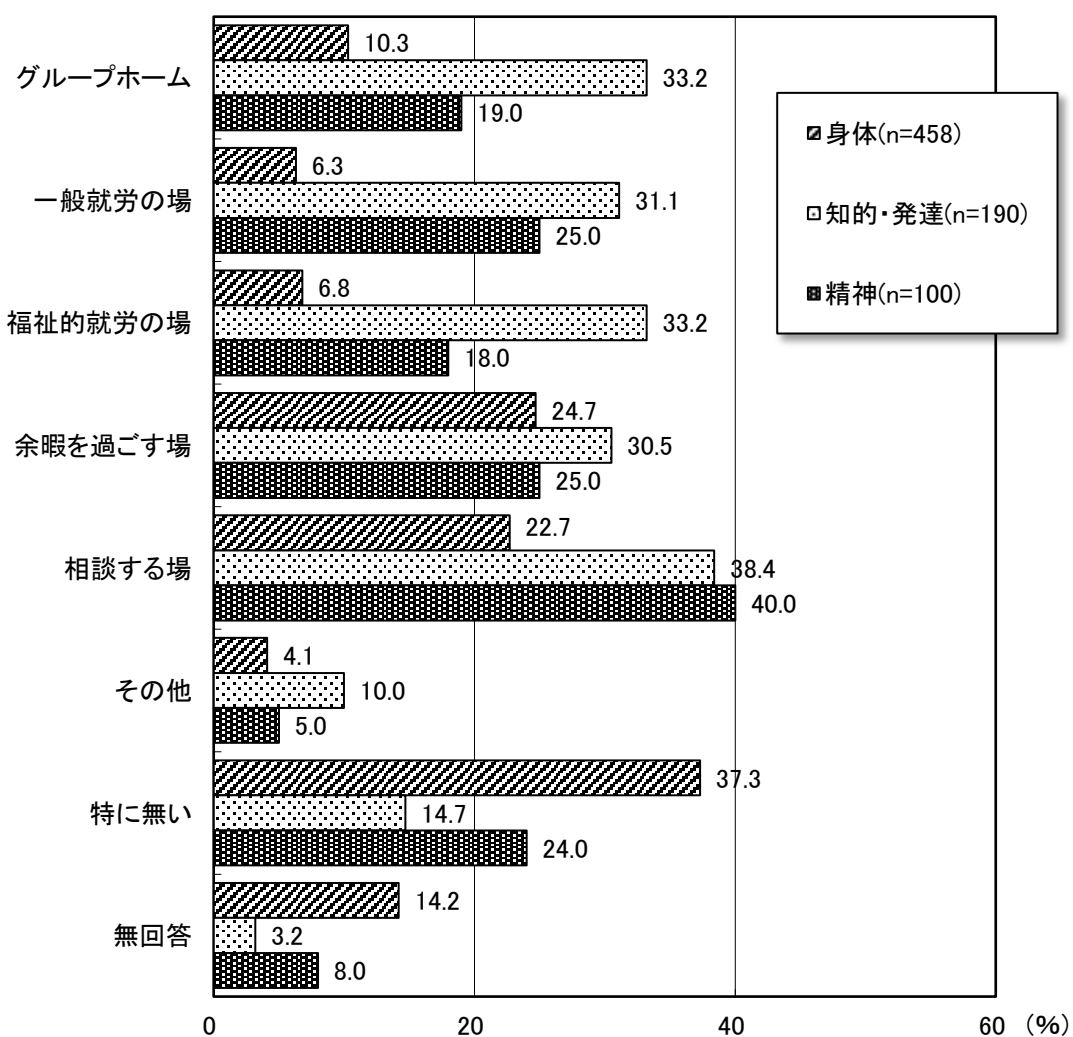
(6) 災害時の避難について

介助者・家族を含めて避難場所や避難経路を「知らない」と回答した人は、身体障害者は28.6%、知的・発達障害者は27.4%、精神障害者は42.0%となっています。



(7) 町内にあれば利用したい場

町内にあれば利用したい場については、身体障害者は「余暇を過ごす場」が最も多く、次が「相談する場」、知的障害者は「相談する場」が最も多く、次が「グループホーム」「福祉的就労の場」、精神障害者は「相談する場」が最も多く、次が「一般就労の場」「余暇を過ごす場」となっています。



第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

本計画では、障害者の権利に関する条約において示されたように、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、環境の改善等により社会的障壁を取り除き、障害のある人の主体的な完全参加をめざすことは社会全体の責任であるという、社会環境に着目した「障害の社会モデル」の考え方を基本とします。

そして、障害者がライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意志で選択し、行動し、可能な限り自立した生活を創造するための「リハビリテーション」と、障害があることを特別視するのではなく、障害のある人もない人も共に生活できる社会こそが普通の社会であるという「ノーマライゼーション」を基本理念とします。

また、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす計画とします。

2. 基本方針

本計画は、次の4つを基本方針として、施策の展開を図っていきます。

(1) 地域共生社会の実現

障害のある人もない人も共に暮らす共生社会を実現するためには、障害者に対する差別や偏見を解消するとともに、合理的配慮等により障害者が社会参加しやすい環境を作っていく必要があります。また、そのため、町民や企業への広報啓発をはじめ、さまざまな交流機会を充実させるとともに、外出時の意思疎通支援や移動支援等障害者の社会参加を促進するための支援を推進します。

また、障害者が障害特性に応じた自立生活を地域で行えるよう、乳幼児期からその持てる能力や可能性を最大限に伸ばすための一貫した発達支援・教育を一人ひとりの障害特性やニーズに応じて実施できるよう環境整備に努め、障害のある人もない人も共に地域社会の一員として暮らせるよう、基盤づくりを進めます。

(2) 自立生活の支援

障害者が地域で自立して暮らすには、障害者福祉に関する情報提供や地域生活を支える福祉サービスが必要です。そのため、障害者の情報アクセシビリティを向上し、制度やサービスに

関するきめ細かい情報提供に努めるとともに、日中活動の場や移動支援・意思疎通支援、障害児通所支援等、ニーズの高いサービスの充実に取り組みます。

また、障害者の高齢化、親亡き後を見据え、さまざまな支援を切れ目なく提供できるよう、地域生活支援拠点の機能の充実を図っていきます。

さらに、障害者が安心して医療を受けられるよう、地域医療体制の整備を図るとともに、障害の予防や早期発見・早期支援を図るために母子保健や精神保健対策等の充実に努めます。

（３）雇用・就労の推進

就労は、自立生活の基盤となるだけでなく、日中活動の場や社会参加を果たす場としても重要です。ハローワーク等関連機関と連携し、雇用の場の拡充に取り組むとともに、就労移行支援や就労継続支援により、障害者の一般就労を推進します。

また、一般就労が難しい障害者への対策として、福祉的就労の場の確保や大切な収入源である工賃アップについてもサービス提供事業所における取組を支援します。

（４）生活環境の整備

障害者が安心して地域で暮らすために身近な相談体制を充実させるとともに、障害者が地域において安心して居宅生活を送りつつ、社会参加しやすい環境となるよう、公共施設や道路、公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、災害発生時に障害者の安全が確保されるよう災害時要援護者の支援体制の充実や、防犯面や交通安全面についても地域住民による日常的な声かけ・見守り体制を構築するなど、障害者が安心して暮らせる地域づくり・生活環境づくりを進めていきます。

3. 施策の体系

1 理解と配慮の促進	(1) 広報・啓発の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 交流・ふれあいの推進 (4) 権利擁護対策の充実
2 自立生活の支援の推進	(1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 地域生活支援拠点の機能充実 (4) 地域生活への移行促進 (5) 意思疎通支援の充実
3 障害児支援の充実	(1) 療育・就学前教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 障害児相談支援の体制の充実
4 社会参加の促進	(1) 雇用・就業の促進 (2) 就労環境の改善と定着促進 (3) 移動支援の充実 (4) 文化・スポーツ活動等の推進
5 安全・安心な生活環境の整備	(1) 相談支援体制の充実 (2) ボランティア活動等の推進 (3) 福祉のまちづくりの推進 (4) 防犯・防災対策の充実
6 保健・医療の推進	(1) 健康づくり、疾病予防の推進 (2) 精神保健対策の推進 (3) 医療体制、リハビリテーション医療の充実

第4章 施策の展開

1. 理解と配慮の促進

(1) 広報・啓発の推進

① 広報紙やホームページによる広報・啓発

町広報やホームページ、チラシ等を活用し、広報・啓発活動に取り組みます。また、イベントや会合などあらゆる機会において広報・啓発活動を実施します。

② 障害者週間等を活用した啓発活動

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2日～8日)、「手話言語の国際デー」(9月23日)、「障害者週間(12月3日～9日)」、「人権週間(12月4日～10日)」を中心に障害や障害者に関する広報・啓発を行います。

③ さまざまな障害に関する理解の促進

内部障害や発達障害等、外見からは分からない障害を含めて、さまざまな障害があることについて町民の正しい理解や認識の促進に努めます。

(2) 福祉教育の推進

① 学校教育における福祉教育

教育課程全般を通して障害福祉に関する教育の推進を図ります。

② 生涯学習における福祉教育の推進

生涯学習において障害者福祉や人権に関する講座や研修会の実施を行うなど、町民を対象とした福祉教育を推進します。

③ 地域における福祉教育の推進

地域において障害の有無に関わらず互いに認め合い、支え合えるよう、各地域で創意工夫された福祉教育を推進します。

④ 町職員の資質向上

町職員研修において、福祉教育を実施するとともに、福祉担当部門の職員のさらなる資質向上に努めます。また、太子町障害者差別解消職員対応マニュアルを活用し、障害種別ごとの対応方法を学ぶことで、職員の対応力向上に努めます。

(3) 交流・ふれあいの推進

① 地域での交流の促進

障害の有無や障害種別等に関わらず、誰もが参加し障害者への理解を深めることができるイベントを開催するとともに、障害者が地域の祭りや運動会等の行事、イベントに参加しやすくなるよう、合理的配慮等について主催者への啓発を図ります。

② 情報提供の充実

町民に向けて町や障害者団体が開催するイベントの周知や障害者が取り組む活動についてさらなる情報提供に取り組みます。

③ 町職員の参加促進

町職員の障害者福祉に関する各種行事やイベント、研修会等への積極的な参加を促進します。

(4) 権利擁護対策の充実

① 合理的配慮の提供等に関する啓発

地域における合理的配慮の提供や身近な差別の解消を促進するため、住民や事業者等に対し、差別的取扱い及び合理的配慮等に関する啓発を行います。

② 障害者差別の相談体制

差別や不当な扱いを受けた障害者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。障害者差別解消法の趣旨に基づき、太子町地域自立支援協議会等での情報交換、相談等の体制づくりに努めます。

③ 成年後見制度の利用促進

知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、代理権、同

意権・取消権が与えられた後見人が行う成年後見制度の利用を促進します。

④ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用促進

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）について、実施主体の社会福祉協議会と連携し、事業の周知及び利用促進を図ります。

⑤ 障害者に対する虐待防止

障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。地域、家庭、施設等に潜在する障害者に対する虐待や差別の防止に向けて、通報時や発見時において迅速に対応できる体制や防止策の整備を、太子町障害者虐待防止センターを核とし、障害福祉サービス事業所や関係機関等と連携して実施します。

2. 自立生活の支援の推進

（１）情報アクセシビリティの向上

① 各種サービス情報の提供

障害者が、各種サービス情報や施設情報、保健、福祉、医療に関する必要な情報を随時入手できるよう、さまざまな手段による情報提供に努めます。また、町のホームページによる情報提供の強化を図るなど、障害者が利用しやすい情報提供手段の検討を進めます。

② 障害者団体に関する情報提供

障害者やその家族に対して、障害者関係団体や家族会等の情報を提供していきます。

（２）障害福祉サービスの充実

① 訪問系サービスの充実

障害者の自己決定と自己選択を尊重し、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活できるよう、障害の状態やニーズに応じた訪問系サービスの拡充を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

障害者が、日中、自立した日常生活を営めるよう、生活介護、就労継続支援等のサービス拡充に努めます。

なお、サービスの実施にあたっては、利用者の多様なニーズに対応できるよう事業所の確保等を図ります。

③ 共同生活援助の充実

障害者が地域において自立した生活を営めるよう、グループホーム（共同生活援助）の充実に努めるとともに、グループホームを設置する社会福祉法人等が事業拡大できるよう支援を図ります。

④ 施設入所支援の充実

施設に入所している障害者に対して、夜間、日常生活に必要な支援を提供するため、施設の不足等が生じないよう、関係機関と連携を図りながら、福祉サービス供給基盤の整備及び充実に努めます。

⑤ 地域活動支援センターの利用促進

障害者が地域で自立した生活を営めるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供や地域社会との交流促進等を支援する地域活動支援センターの利用を促進します。

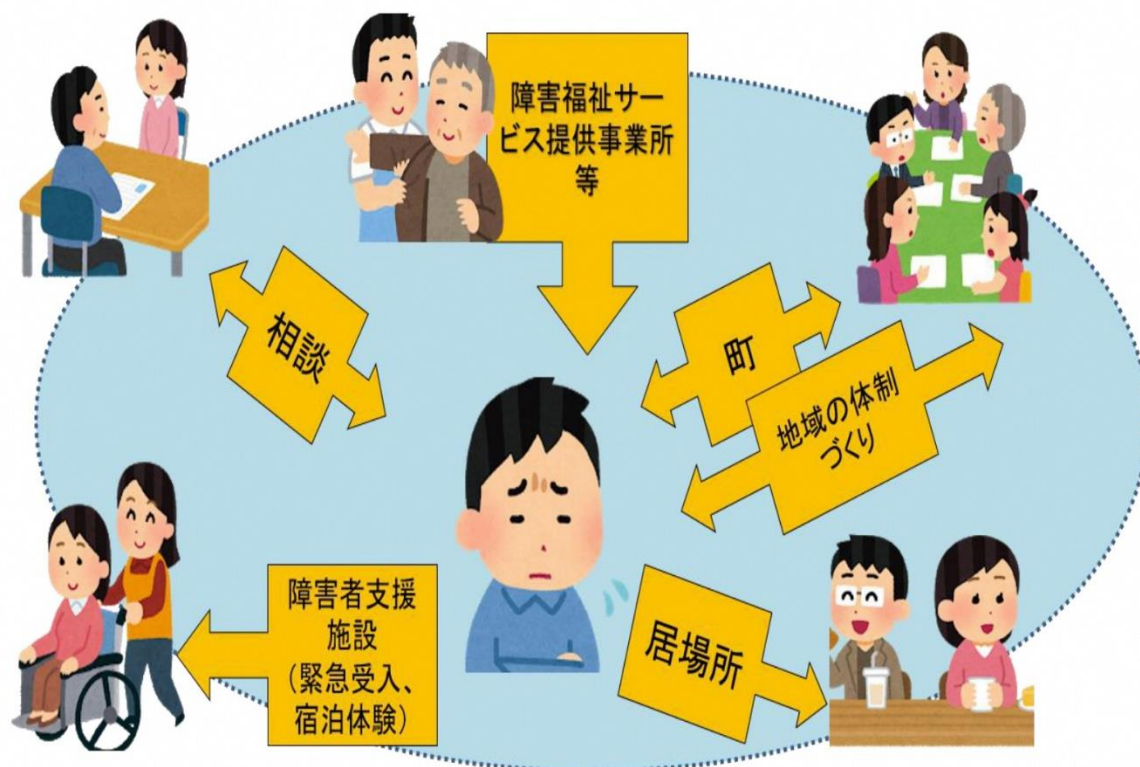
⑥ サービスの質の向上

福祉サービスのさらなる質の向上を図るため、県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に町職員が参加するとともに、事業者に対してサービス従事者の研修受講を奨励します。

（３）地域生活支援拠点の機能充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにさまざまな支援を切れ目なく提供し、年１回以上の運用状況の検討等を行い、地域生活支援拠点の機能を充実させます。

■地域生活支援拠点のイメージ



地域生活支援拠点の機能

- ①相談（地域移行、親元からの自立 等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム 等）
- ③緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上 等）
- ④専門性（人材の確保・養成、連携 等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置 等）

（４）地域生活への移行促進

① 入所施設から地域生活への移行

継続入所を要しない人などについては、障害者自身の意向を尊重し、施設や家族と連携を行いながら、円滑な地域生活への移行を支援します。

② 入院から地域生活への移行

受け入れ態勢が整えば退院可能な精神障害者について、地域住民の認識や理解を深めながら、病院等の関係機関と連携を行い、円滑な地域生活への移行を支援します。

(5) 意思疎通支援の充実

① コミュニケーション支援

和のまち太子の手話言語条例等に則り、障害者が円滑に意思疎通を図れるよう、点訳、代筆、代読、手話、要約筆記等の派遣の充実を図ります。

② 意思疎通支援者の養成

手話通訳者、要約筆記者の養成研修の実施により人材の育成・確保を図り、聴覚障害者等の円滑な意思疎通を支援します。

3. 障害児支援の充実

(1) 療育・就学前教育の充実

① 療育体制の充実

障害のある子どもができるだけ早期に適切な対応が受けられるよう、障害の早期発見及び速やかに療育へ移行できる体制整備を行うなど、療育体制や発達支援体制の強化を行います。

また、障害のある子どもがいる家族の孤立を防ぐため、親子の仲間づくり等の支援の充実に努めます。

② 障害児通所支援等の充実

障害児が適切な訓練、指導を受けられるよう児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児に対する発達支援の充実を図ります。

③ 障害児保育の充実

障害のある乳幼児について正しい認識や理解を持つ保育士を養成するため、町内認可施設に対し、各種研修会等への参加を奨励し、障害児保育の充実に努めます。

④相談体制の充実

家庭において障害のある子どもを育児する上で不安や心配が軽減できるよう、保護者に対して障害や療育等についての専門性の高い相談体制の整備を図ります。

(2) 学校教育の充実

① 特別支援教育体制の整備

小・中学校において、校内の通常学級及び特別支援学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童生徒の支援体制の整備及び指導内容の充実を図るため、障害のある児童生徒一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じて個別の支援計画を作成し、就学前から卒業後へとつないでいく縦の連携と、保護者や関係機関等との横の連携を強化しながら継続的な支援を行います。

② 適正な就学指導

障害のある幼児・児童生徒の就学における悩みや不安を軽減するため、保護者の意向を尊重し、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばすことに重点を置いた就学相談体制の充実に努めます。

③ 発達支援システムの構築

障害のある子どもや発達に課題を抱える子ども等が自立して社会参加できるよう、乳幼児期から生涯にわたって総合的かつ一貫した支援及び継続的な相談体制を整備し、福祉・教育・医療・就労等の各機関が連携した発達支援システムの構築をめざします。

④ インクルーシブ教育システムの推進

障害の有無に関わらず、同じ場で共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に継続して取り組み、小・中学校、特別支援学級、通級におけるそれぞれの指導環境の整備を図ります。また、学校間の交流や共同学習の推進に努めます。

⑤ 学校教育指導体制の強化

教職員が障害児一人ひとりに向き合う時間を確保し、児童生徒へ適切な支援及び指導を行うため、ＩＣＴ機器の効果的な活用を行います。

⑥ 教育環境の整備

障害のある子どもが安全に就学できるよう、学校施設の修繕や改修など計画的な整備を進めます。

(3) 障害児相談支援の体制の充実

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

4. 社会参加の促進

(1) 雇用・就業の促進

① 事業主等への啓発・広報

毎年9月の「障害者雇用支援月間」などさまざまな機会を通じて、ハローワーク等の就労関係機関と連携し、事業主に対して障害者への理解や雇用拡大における啓発に努めるとともに、障害者雇用に関する各種助成制度等について周知を行います。

② 法定雇用率の達成指導

障害者の法定雇用率未達成企業に対して、障害者雇用の推進について理解及び協力を求め、雇用率達成に向けた指導を行います。

また、町においても法定雇用率達成を図ります。

③ 就労移行支援事業、就労継続支援事業の充実

特別支援学校卒業生や在宅障害者の実態、ニーズを把握し、一般就労をめざす「就労移行支援」や一般就労が難しい人が訓練を行う「就労継続支援」の利用につながるよう関係機関との連携強化を図ります。

また、サービスを提供する事業所の参入を促進します。

④ 職業能力開発による職域の拡大

障害者の職域の拡大を行うため、障害者のための職業訓練に関する情報を提供するとともに、関係機関と連携した資格取得等のための講習や研修の機会の提供を図ります。

⑤ 就労支援ネットワークの構築

太子町地域自立支援協議会を活用し、就労前から就労後にわたって障害者の就労支援が図れ

る体制づくりを進めます。

障害者の雇用・就労に関する相談に対して適切な指導・助言や情報提供が行えるよう、ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センター、福祉サービス事業所、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、相談体制の充実を図ります。

（２）就労環境の改善と定着促進

① 就労環境の整備促進

障害者がそれぞれの障害の程度や状況に応じたさまざまな形態の勤務が行えるよう、企業や雇用主に対し短時間勤務や在宅就業等について理解を求めるなど、働きやすい就労環境の整備の促進に努めます。

また、障害があっても働きやすい安全な職場環境となるよう、職場施設のバリアフリー化の推進に努めます。

② 職場での障害者に対する理解の啓発

障害者が、就労先で偏見や差別的な扱いを受けることなく安心して働くことができるよう、企業や雇用主に対して障害及び障害者への正しい認識や理解の啓発を図ります。

③ 職業相談の充実

ハローワークや障害者職業生活相談員等による相談支援事業を活用し、障害者が就労する上での不安や悩みなどの相談に適切に対応できる体制の充実を推進します。

④ ジョブコーチ制度等の利用促進・職場定着支援

兵庫障害者職業センターや就労支援施設等が提供するジョブコーチ（職場適応援助者）制度の周知及び啓発を行うとともに、ハローワークにおける職場適応訓練やトライアル雇用等の活用や連携体制の強化により、障害者の就職や職場定着の支援を促進します。

（３）移動支援の充実

① 移動支援事業の充実

障害者が地域における自立した日常生活や余暇活動等の社会参加において円滑に外出できるよう、移動支援事業の充実を図ります。

② 移動に対する経済的支援

障害者の社会参加を支援するため、障害者等の自動車運転免許の取得にかかる費用や自動車等改造にかかる費用、移動にかかる各種助成制度についての周知及び利用促進を図ります。

(4) 文化・スポーツ活動等の推進

① 情報提供と積極的な参加促進

障害者が、さまざまな学習活動や文化活動に参加できるよう情報提供を行うとともに、積極的な参加を促進します。

② 障害者への合理的配慮

各種イベントや行事において障害者に配慮した運営が行われるよう、行事主催者等に対し、意思疎通支援者の配置や障害者用駐車場の確保などを要請します。

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

障害者のスポーツやレクリエーション活動を推進するため、機会の確保を図るとともに、自宅に引きこもりがちな障害者に対しては、積極的な参加呼びかけを行います。

④ 各種イベント等への参加促進

町が主催する各種イベントや地域活動、ボランティア活動等への障害者の参加を促進するため、参加しやすい環境整備や参加の呼びかけ等を行います。各種イベントの企画・立案において、障害者の意見が反映できるよう体制の構築に努めます。

5. 安全・安心な生活環境の整備

(1) 相談支援体制の充実

① 相談支援の充実

太子町障害者基幹相談支援センターにおいて障害者やその家族、関係団体等の相談体制の充実を図り、情報提供及び助言、福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助等、必要な支援を行います。

② 太子町地域自立支援協議会の運営

当事者、福祉サービス事業所、関係機関等が連携し、それぞれが抱える情報を共有し、課題解決方法の検討等を行う太子町地域自立支援協議会を開催し、障害者が地域で自立して日常生活を営めるよう総合的に支援します。

③ 難病在宅ケア及び発達障害者への支援の充実

難病のある人や家族が安心して日常生活を送れるよう、相談及び指導、助言体制の充実に努め、疾病や療養等に対する不安の軽減を図ります。

また、発達障害者や家族に対して必要な助言や専門機関への紹介が速やかに行える体制整備のため、関係機関との情報共有や連携の強化に努めます。

(2) ボランティア活動等の推進

① ボランティアの育成・強化

社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターが実施するボランティア養成講座等の拡充により、ボランティア登録者数の増強に努めます。

また、ボランティアを必要とする福祉施設や障害者等に対し、それぞれのニーズに適ったボランティア活動の提供を図ります。

② 町民理解・参加の促進

町広報やホームページによる情報提供や社会福祉協議会との連携を通じて、継続的にボランティア活動に対する理解や協力を求めます。

また、児童・生徒に対してボランティアへの理解を促進するため、ボランティア体験を行う機会のさらなる充実を図ります。

③ ボランティア情報の交換や共有化の促進

各ボランティア団体が所有する情報を交換し、共有化を行うため、ボランティア団体同士が交流する機会を設け、情報のネットワーク化を推進します。

(3) 福祉のまちづくりの推進

① 建物や歩道等のバリアフリー化

すべての町民が安全・快適に生活できる環境を整備するため、建築物、道路、公園等を整備し、民間施設の整備を促進します。

② 細やかなバリアフリー化の推進

すべての人が安心・快適に利用し活動できるよう、よりきめ細やかなバリアフリー化に向けた取り組みを進めます。

また、平常時だけでなく、自然災害等の非常時も想定した整備の推進を行います。

③ 歩道・自転車道の整備

車いす利用者や視覚障害者等にとって、公道上の店舗商品や看板、自転車、違法駐車などは安全な移動を妨げることとなるため、障害者等が安心して移動ができるまちとなるよう、関係機関と連携をして、整備を進めます。

④ 障害者向け住宅の整備促進

障害者が安全で便利に暮らすことができるよう、住宅改造費助成制度の周知や利用の推進を図ります。

(4) 防犯・防災対策の充実

① 防災ネットワークの構築

障害者や高齢者等で災害発生時に支援を必要とする人に対して、適切な避難誘導や安否確認を行うための「災害時避難行動要支援者支援」を継続して実施し、安否確認が必要な対象者の情報収集を図ります。

また、緊急時などに災害時避難行動要支援者についての情報共有や伝達が迅速に行えるよう、行政と地域組織とのネットワーク化を充実させ、体制構築に努めます。

② 自主防災組織等の支援

災害時には地域や隣近所で助け合う「共助」が大切であることから、自治会、社会福祉協議会、関係機関等と連携を図り、地域住民によって構成される自主防災組織の支援や防災ボランティアの体制の整備を図ります。

③ 地域防災力の向上

障害者等支援が必要な人の避難について、自治会、民生委員児童委員等の協力により、支援を行う災害時避難行動要支援者を守る取組を推進します。

④ 避難所での安全確保

障害者等が安全に避難できるよう、学校や公民館等の指定避難所はバリアフリー化を図ります。

また、指定避難所での集団生活が困難な障害者については、別の避難場所を確保するとともに、福祉用具や薬剤等の物資を速やかに供給できるよう、医療機関及び保健機関と連携した連絡体制を整備します。

⑤ 福祉施設の防災体制の整備・充実

多数入所または通所している施設等において、自力での避難が困難な障害者について緊急時の避難誘導が円滑に行えるよう、民間施設に対して避難訓練の実施や施設の点検実施を要請します。

⑥ 交通安全対策の充実

障害者が交通事故に遭わないよう、関係機関及び団体と協働した交通安全教育や広報啓発活動に取り組みます。

⑦ 防犯対策の充実

警察や防犯協会等の関係機関と連携し、防犯活動を促進します。

6. 保健・医療の推進

(1) 健康づくり・疾病予防の推進

① 母子保健の充実

障害の早期発見及び早期支援を行うため、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等の乳幼児健康診査を実施するとともに、出生時から乳幼児期までの母子に対して保健指導を行います。早期療育を受けながら安心して子育てができるよう、関係機関と連携し、育児支援を行います。

② 健康診査・健康相談の実施

脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病の重症化による障害の発生を防ぐため、健康診査や健康相談を実施します。

③ 健康づくり活動の推進

生活習慣病等による障害の発生を未然に防ぐため、町民の健康意識の向上を促進するとともに、町民の地域や家庭における主体的かつ自主的な健康づくり活動を推進します。

(2) 精神保健対策の推進

① こころの健康づくりの推進

妊娠期からの健全な情緒や社会性発達の支援を行うとともに、精神的ストレスを速やかに解消できるよう、家庭や学校、地域におけるこころの健康づくりを推進します。

また、精神保健についての正しい認識や理解を深めるため、健康教育の一環としてこころの健康づくり講座等を開催します。

② カウンセリング¹等の充実

人格形成上重要な時期である思春期は、心の状態が不安定になりやすく、さまざまな精神保健に関する課題が顕在化することから、カウンセリングや保健相談等の支援体制を強化します。

③ 精神障害者に対する地域生活への移行支援

精神障害者が地域で自立して生活できるよう、障害者やその家族に対する相談体制や必要な福祉サービス供給基盤の整備、拡充を図ります。

¹ 学校現場で、臨床心理の見解に基づき、児童生徒の心理的な発達を援助するもの。

また、条件が整えば退院可能な入院患者について、障害者自身の意志を尊重し、さまざまな社会資源の活用を行って退院や社会復帰を促進し、地域生活への移行ができるようさらなる支援を行います。

（３）医療体制、リハビリテーション医療の充実

① 医療体制の充実

障害を軽減し、より快適で自立した日常生活及び社会生活が営めるよう、近隣市町の医療機関等との連携を密にした地域医療体制の整備を図ります。

また、外出が困難な障害者への在宅医療や訪問看護の拡充を関係機関等に要請していきます。

② リハビリテーション医療の充実

障害者一人ひとりの障害種別や程度、ニーズに対応した適切なリハビリテーション医療の充実を図ります。

第5章 障害(児)福祉計画の推進

1. 基本理念

(1) 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを身近な地域で利用することができるよう、町内でのサービス提供体制の充実に努めます。

また、町内で提供されていないサービスについては、近隣市町との連携や県の支援により、必要なサービスを確保します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らしや生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等の取組を推進します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実に図るとともに、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

2. 数値目標と実績

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行については、令和5年度末の施設入所者の目標値59人に対して見込数は58人、令和元年度以降の地域生活移行数は、目標値4人に対して実績値(見込)は4人、施設利用減少者数は、目標値1人に対して実績値(見込)は1人となっています。

	令和5年度末	
	目標値	実績値(見込)
施設入所者数	59人	58

	令和元年度～令和5年度末	
	目標値	実績値(見込)
地域生活移行数	4人	4
施設利用減少者数	1人	1

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築しています。

	令和5年度末	
	目標値	実績値(見込)
協議の場 開催回数	1回	1
参加者数	7人	7
目標設定・評価の実施回数	1回	1
精神障害者の地域移行支援	1人	0
精神障害者の地域定着支援	1人	0
精神障害者の共同生活援助	16人	25
精神障害者の自立生活援助	1人	0

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、令和5年度末の一般就労移行者数の目標値5人に対して実績値(見込)は8人となっています。

	令和5年度末	
	目標値	実績値(見込)
福祉施設から一般就労への移行者数	5人	8
就労移行支援事業の利用者数の増加	3人	6
就労継続支援A型事業の利用者数の増加	1人	1
就労継続支援B型事業の利用者数の増加	1人	1
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合	75%	0
一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合	75%	66

3. 障害福祉サービス等の実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の実績値は、見込値のおよそ7割程度となっています。

(2) 日中活動系サービス

療養介護、生活介護は、見込値とほぼ同程度となっています。

就労移行支援は、見込値を上回ることが続いています。

(3) 居住系サービス

共同生活援助は見込値をやや上回り、施設入所支援は、見込値とほぼ同じでした。

(4) 相談支援

計画相談支援は、見込値とほぼ同じでした。

(5) 障害児通所支援等

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、見込値とほぼ同じでした。

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	1,209	943	1,311	1,011	1,425	1,001
短期入所	人日/月	45	38	50	31	55	25
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	6
生活介護	人日/月	2,509	2,451	2,561	2,649	2,615	2,677
自立訓練（機能訓練）	人日/月	26	25	29	20	29	40
自立訓練（生活訓練）	人日/月	22	4	22	0	22	4

サービス名	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込み
自立生活援助	人日/月	22	0	22	0	22	0
就労移行支援	人日/月	91	116	102	164	115	219
就労継続支援（Ａ型）	人日/月	386	268	456	328	544	320
就労継続支援（Ｂ型）	人日/月	1,589	1,485	1,818	1,322	2,081	1,380
就労定着支援	人日/月	4	3	4	1	5	3
共同生活援助	人/月	33	37	36	46	41	60
施設入所支援	人/月	60	61	59	61	59	58
計画相談支援	人/月	69	62	73	65	77	69
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	人日/月	369	373	422	331	483	344
放課後等デイサービス	人日/月	873	956	929	1,054	988	1,166
保育所等訪問支援	人日/月	5	15	7	16	8	20
障害児相談支援	人/月	50	46	55	46	60	48
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	-	5	-	4	-	7

（６）地域生活支援事業の実績

意思疎通支援事業は、令和４年度以降、見込値とほぼ同じ実績値となっています。

日常生活用具給付事業は、各年度とも実績値が見込値を大きく上回っています。

■必須事業

		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	実施 個数	2	2	2	2	2	2

		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

住居入居等支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無
-----------	-----------	---	---	---	---	---	---

サービス名	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	2	1	1	2	2

成年後見制度法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無
----------------	-----------	---	---	---	---	---	---

サービス名	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
意思疎通支援事業	回/年	20	38	20	20	20	21

【日常生活用具給付事業】

サービス名	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
日常生活用具給付事業	件/年	296	630	302	702	308	738

	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
手話奉仕員養成研修事業	修了見込 者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
移動支援事業	時間/年	4,931	2,831	5,144	2,820	5,366	2,524

サービス名	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
地域活動支援センター機能強化事業	人日/年	239	187	281	176	331	165

■任意事業

サービス名	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
日中一時支援事業	人日/年	515	752	534	1,333	554	2,093

	単位	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
レクリエーション活動等支援	回/年	1	0	1	0	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	2	4	2	5	2	6

4. 令和 8 年度成果目標

本計画では、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和 8 年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 施設入所者の地域生活移行

本町では、令和 8 年度末において令和 4 年度末に福祉施設に入所している障害者のうち、4 人が地域生活に移行することを目指します。また、令和 8 年度末の施設入所者数を 57 人以下とすることを目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和 4 年度末時点の施設入所者 (A)	61 人	
【目標】地域生活移行者数の増加	4 人	(A)のうち令和 8 年度末までに地域生活に移行する人の数
	6%	
令和 8 年度末時点の施設入所者 (B)	57 人	
【目標】施設入所者数の削減	4 人	差引減少見込数 (A) - (B)

■国の指針

- ・地域移行者数：令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6.0%以上が地域生活へ移行
- ・施設入所者数：令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5.0%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町では、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築しています。

■国の指針

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置

(3) 地域生活支援の充実

整備済の地域生活支援拠点において年1回以上の運用状況の検討等を行います。当該拠点の機能を充実させるため、コーディネーター等の配置や効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を目指します。

また、強度行動障害を有する障害者に対する支援ニーズの把握及び支援体制の整備を目指します。

■国の指針

- ・地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備、運用状況検証・検討を年に1回以上実施
- ・地域生活支援拠点等の充実のため、コーディネーター等の配置や効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を各市町村または各圏域において進める。
- ・強度行動障害を有する障害者に対する支援ニーズの把握及び支援体制の整備を各市町村または各圏域において進める。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

本町では、福祉施設から一般就労への移行者数を9人（うち就労移行支援事業3名、就労継続支援A型2名、就労継続支援B型4名）、就労定着支援事業の利用者数を5名とすることを目標とします。

就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所の設置、当該事業所における就労実績等の充実を目指します。

また、農福連携等の取組を推進させることにより、障害者の就労を支援します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労への移行者	6人	うち就労移行支援事業2名、就労継続支援A型1名、就労継続支援B型3名
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数	9人	就労移行支援事業等を通じて令和8年度に一般就労に移行する人数（うち就労移行支援事業3名、就労継続支援A型2名、就労継続支援B型4名）
就労移行支援事業所数	0か所	

【目標】就労移行支援事業所数	1 か所	1 か所中 1 か所が目標達成 割合 100%
【目標】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が 50% 以上	1 か所	
令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者	3 人	
【目標】就労定着支援事業の利用者数の増加	5 人	
就労定着支援事業所数	0 か所	
【目標】就労定着支援事業所数	1 か所	1 か所中 1 か所が目標達成 割合 100%
【目標】就労定着率が 7 割以上の事業所数が 25% 以上	1 か所	

■国の指針

- ・一般就労への移行者数が令和 3 年度実績から 1.28 倍以上（就労移行支援事業は 1.31 倍以上、就労継続支援 A 型は 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型は 1.28 倍以上）
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が 50% 以上
- ・就労定着支援事業の利用者数が令和 3 年度実績の 1.41 倍以上
- ・就労定着率が 7 割以上の事業所数が 25% 以上

（５）相談支援体制の充実・強化

太子町障害者基幹相談支援センターを中心に、太子町地域自立支援協議会を活用しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化します。

また、太子町地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保します。

■国の指針

- ・基幹相談支援センターを各市町村または圏域に設置（設置済）
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保（確保済）

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

福祉サービスのさらなる質の向上を図るため、事業者に対してサービス従事者の研修受講を奨励するとともに、県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修に町職員が参加します。

■国の指針

- ・ 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を各市町村で構築

（７）障害児支援の提供体制の整備

医療的ケア児に対するコーディネーターを配置し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を確保します。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを確保します。

■国の指針

- ・ 児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも１つ設置（設置済）
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制をすべての市町村において構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村または各圏域に少なくとも１つ設置
- ・ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを各市町村または各圏域に少なくとも１つ設置
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場を各市町村または圏域に設置（設置済）
- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを各市町村または圏域に配置（設置済）

5. 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護では、障害者のいる家庭に対して訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。重度訪問介護では、重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者で常時介護を要する人に対して、家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

同行援護では、移動が困難な視覚障害者等に対して、外出時において同行し、移動の援護を行います。

行動援護では、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

重度障害者等包括支援では、障害支援区分 6（児童については区分 6 相当）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計）	総利用時間数 （時間/月）	1,186	1,281	1,398
	実利用者数（人/月）	52	54	57
居宅介護	総利用時間数 （時間/月）	987	1,022	1,057
	実利用者数（人/月）	46	47	48
重度訪問介護	総利用時間数 （時間/月）	134	189	266
	実利用者数（人/月）	1	2	3
同行援護	総利用時間数 （時間/月）	30	33	36
	実利用者数（人/月）	3	3	4
行動援護	総利用時間数 （時間/月）	35	37	39
	実利用者数（人/月）	2	2	2

重度障害者等 包括支援	総利用時間数 (時間/月)	0	0	0
	実利用者数(人/月)	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- サービスの提供に向けて、指定障害福祉サービスの事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- 事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 訪問介護員（ホームヘルパー）に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。
- 介護職員初任者研修等を実施することにより人材を育成し、サービス提供量の確保に努めます。
- 利用実績がないため見込量をゼロとしているサービスについても、潜在的ニーズの掘り起こしに努め、利用を希望される方が新たに生じた際は、速やかにサービスが提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、または年齢50歳以上で障害支援区分2以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	延利用者数 (人日/月)	2,848	2,929	3,012
	実利用者数(人/月)	121	119	116

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では地域生活を営むうえで身体機能の維持・向上などの支援が必要な障害者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な障害者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	延利用者数 (人日/月)	25	32	42
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
生活訓練	延利用者数 (人日/月)	6	14	35
	実利用者数 (人/月)	1	1	1

③ 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。(令和7年度より開始)

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労選択支援	実利用者数 (人/月)	-	5	5

④ 就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労移行支援	延利用者数 (人日/月)	166	195	228
	実利用者数(人/月)	8	10	11

⑤ 就労継続支援（A 型・B 型）

就労継続支援 A 型では就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 B 型では企業等や就労継続支援 A 型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援 A 型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労継続支援 A 型	延利用者数 (人日/月)	475	513	555
	実利用者数(人/月)	21	22	23
就労継続支援 B 型	延利用者数 (人日/月)	1, 528	1, 606	1, 687
	実利用者数(人/月)	83	87	91

⑥ 就労定着支援

一般就労している障害者が職場に定着できるよう、生活面を含め、相談や連絡調整等、課題

解決に向けて必要となる支援を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	3	3	5

⑦ 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって①障害支援区分 6 で、気管切開をとまなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分 5 以上である重症心身障害者等を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
療養介護	実利用者数(人/月)	6	7	7

⑧ 短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

受け入れる障害や医療的ケアの必要性によって「福祉型」と「医療型」に分かれます。

	区分	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
短期入所	福祉型	延利用者数(人 日/月)	36	32	29
		実利用者数(人/ 月)	12	12	13
	医療型	延利用者数(人 日/月)	9	11	14
		実利用者数(人/ 月)	3	3	4

【見込量確保のための方策】

○利用者のニーズに的確に対応できるよう、サービス量の確保に努めるとともに、サービス提供事業所に対して、サービス利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、参入

の促進を図ります。

- 職場の開拓（企業の受け入れ態勢）、職場での定着支援、地域の方々への障害や障害者に対する理解の啓発、ハローワーク、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等との連携、地元企業への受け入れに対する啓発、事業所間の情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制の強化に努めます。
- サービスの提供に向けて、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- 事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を促進していきます。

（３）居住系サービス

① 自立生活援助

施設やグループホームを利用していた障害者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自立生活援助	総利用者数（人／月）	0	0	1

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
共同生活援助	総利用者数 （人／月）	60	68	77

③ 施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
施設入所支援	実利用者数 （人／月）	58	58	57

【見込量確保のための方策】

- グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。
- 精神障害者のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設等を経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- サービスの提供に向けて、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。
- 障害者の地域生活への移行について地域住民の理解を深め、周知を図ります。
- 利用実績がないため見込量をゼロとしているサービスについても、潜在的ニーズの掘り起こしに努め、利用を希望される方が新たに生じた際は、速やかにサービスが提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

（４）相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者が、サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによりサービス等利用計画を作成します。

地域移行支援は、施設入所の障害者及び入院中の精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

地域定着支援は、一人暮らしの障害者等に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援	実利用者数 (人／月)	74	79	85
地域移行支援		0	0	1
地域定着支援		0	0	1

【見込量確保のための方策】

- 関係機関との連携を図り、対象者の積極的なサービス利用の促進に努めます。
- 利用実績がないため見込量をゼロとしているサービスについても、潜在的ニーズの掘り起こしに努め、利用を希望される方が新たに生じた際は、速やかにサービスが提供できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(5) 障害児への支援

① 児童発達支援

主に就学前の児童を中心に、療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	実利用者数(人/月)	60	60	60
	延利用者数 (人日/月)	351	384	419

② 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、就学している障害児に対して、単なる居場所としてだけでなく、必要な訓練や指導等の療育を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
放課後等 デイサービス	実利用者数(人/月)	293	319	346
	延利用者数 (人日/月)	1,180	1,247	1,317

③ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保育所等 訪問支援	実利用者数(人/月)	14	17	22
	延利用者数 (人日/月)	24	30	38

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数(人/月)	1	1	1
	延利用者数 (人日/月)	17	31	54

⑤ 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害児 相談支援	実利用者数(人/月)	51	54	57

【見込量確保のための方策】

○放課後等デイサービスについては、利用状況の増加を勘案し、今後の円滑な利用を図ります。

その他のサービスについても、障害児やその家族の意向を聴き取り、必要なサービスを提供していきます。

6. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない事業（必須事業）と、市町村の判断により実施する事業（任意事業）とがあります。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修及び啓発活動を実施することにより、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的としている事業であり、太子町では「世界自閉症啓発デー」等に合わせて庁舎及び保健福祉会館のブルーライトアップを行っています。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援する事業であり、太子町では社会福祉協議会を通じて「太子町身体障がい者福祉協会」「太子町手をつなぐ育成会」に運営補助を行っています。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害者の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施見込箇所数	力所	2	2	2
実利用見込者数	利用件数 (件/年)	206	226	249
基幹相談支援センター設置の有無	設置の有無	有	有	有

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

太子町障害者基幹相談支援センターを中心に、障害者相談員、障害福祉サービス事業所の職員等が一堂に会する太子町地域自立支援協議会を活用し、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域サービス基盤の開発・改善等、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議するなど、地域の実情に応じた適切かつ効果的な相談支援体制の構築を図ります。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

③ 住居入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
住居入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	有

（4）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人/年)	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

和のまち太子の手話言語条例等に則り、聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

また、遠隔手話通訳サービスの活用等も検討しながら、手話通訳者の設置を目指します。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 (件/年)	38	42	47
手話通訳者設置事業	設置見込者数 (人/年)	0	0	1

(7) 日常生活用具等給付事業

重度の身体・知的障害者等であって、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費等の一部を助成します。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
合計（①～⑥）	件／年	752	766	780
① 介護・訓練支援用具		1	1	1
② 自立生活支援用具		2	2	2
③ 在宅療養等支援用具		19	19	19
④ 情報・意思疎通支援用具		1	2	2
⑤ 排泄管理支援用具		728	741	755
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		1	1	1

（8）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業であり、太子町では西播磨福祉地区身体障がい者連合会に業務委託し、上郡町・佐用町と合同で各種研修を実施しています。地域力向上のため、一層の研修充実を目指していきます。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話奉仕員養成研修事業	修了見込 者数 (人/年)	0	1	1

（9）移動支援事業

障害者が、社会生活上必要な外出及び余暇活動の社会参加のための外出に伴う、移動の介護に係る費用の一部を助成することにより、地域における障害者の自立生活及び社会参加を促進していきます。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援事業	実利用者数(人/年)	27	25	23
	利用時間数 (時間/年)	2,730	2,706	2,682

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数	2	2	2
	実利用者数(人/年)	55	61	67

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

障害者等の家族や介護者の就労や一時的な休息を目的として、障害者等に日中の活動の場を提供するとともに、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日中一時支援	利用日数 (人日/月)	2, 128	2, 419	2, 749

(2) 社会参加支援に関する事業（レクリエーション活動等支援）

障害者の社会参加や交流の促進、生活の質の向上等を目的として、西播磨福祉地区身体障がい者連合会に業務委託し、上郡町・佐用町と合同で障がい者スポーツ大会を実施しています。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
レクリエーション活動等支援	実施の有無	有	有	有

(3) 自動車運転免許取得・改造助成

自動車運転免許取得及び自動車等改造に要する費用の一部を助成することで、障害者の社会参加を促し、生活の自立向上を図ることを目的とする。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自動車運転免許取得・改造助成	件/年	7	9	11

(4) 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、有識者で構成されたチームの派遣等で関係機関等との連携協力体制の整備等を図り、また虐待が発生した場合の一時保護のための居室等の確保を行います。

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業は、太子町障害者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所で行い、一貫性のある障害者の相談窓口として三障害すべてに対応します。
- 意思疎通支援事業（意思疎通支援者・要約筆記者の派遣）は、関係団体と協力して行います。
- 移動支援事業及び日中一時支援事業は、町内、町外の指定事業所に対応し、見込量を確保します。
- その他の地域生活支援事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。
また、利用者のニーズを把握しながら体制整備に努めます。

第6章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

(1) 庁内関係部門との連携

本計画で推進する各種施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など多岐にわたるため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、社会福祉課が中心となり、庁内関係部門との相互連携を図りながら、各種施策を推進します。

(2) 太子町地域自立支援協議会との連携

障害者の地域生活における諸課題に対する支援等を協議する太子町地域自立支援協議会において、障害者に対する適切なサービスの提供、充実を図り、地域での自立した生活を促進するため、計画の目標達成に向けた課題や施策の検討を行うなど、計画の推進を図ります。

(3) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校、国や県の機関、また、障害者や障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

2. 計画の進捗管理と評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、計画、実施後にその成果を評価し、次の改善へとつなげていくいわゆる「PDCAサイクル²」に基づいた計画の進捗管理を進めていくことが必要です。

このため、本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて、太子町地域自立支援協議会等において報告、点検・評価を実施し、進捗管理を行っていきます。

3. 計画の情報発信

障害福祉サービスや各種障害者支援制度、地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、本計画について住民の理解を深めるため、広報やパンフレット、ホームページ等の媒体を通じて、積極的に情報発信・広報活動を行っていきます。

² 計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）という活動を繰り返し行い、業務を改善していくこと。

資料編

答申書

令和 6 年 2 月 20 日

太子町長 沖汐 守彦 様

太子町保健福祉審議会
会長 塚 本 俊 博

「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）」について（答申）

令和 5 年 8 月 24 日付け太社福第 1154 号で諮問のあった「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、全員一致を持って下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1 はじめに

本審議会では、諮問を受けた「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）」について、次のとおり審議を行った。

2 審議経過

本会議に諮問された「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）」（案）について、これまでの障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況、ならびに障害福祉サービス等の動向や障害者総合支援法等を踏まえ、本町の障害福祉の方向性が示された内容であり、適当であると判断する。

なお、会議として、次のとおり意見を付する。

（障害者計画）

- ・障害者等が災害時に安全安心に避難できるよう、平常時から関係機関と密な連携を図られたい。

（障害福祉計画）

- ・入院等から地域生活へ移行する際、地域全体で障害者の生活を支援することができるよう、サービス提供体制の整備を図られたい。
- ・家族のケアを担う子ども等を地域で支えるため、相談支援等を強化されたい。
- ・意思疎通を図ることに支障がある障害者等の日常生活を支えることができるよう、手話奉仕員養成研修を一層充実させられたい。

（障害児福祉計画）

- ・児童が健やかに育つよう、関係機関が連携を図り、支援体制の構築に努められたい。

太子町保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、太子町保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査、審議等を行う。

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。
- (3) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉及び介護保険に関すること。
- (5) 健康づくりに関すること。
- (6) その他住民福祉の向上、健康の増進に関して必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項について必要があるときは、町長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町行政委員会の委員
- (3) 各種団体の推薦する者
- (4) 公募により選任する者
- (5) 兵庫県の職員
- (6) 町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 特別の事項を調査、審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係する臨時委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する審議会は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則 (平成16年12月22日条例第13号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日条例第9号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

太子町保健福祉審議会規則

(目的)

第1条 太子町保健福祉審議会条例（平成13年条例第18号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、審議会の議事及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集方法)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の開催日の3日前までに、開催の日時及び場所を委員並びに関係のある臨時委員及び専門委員に議案を添えて通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 条例第3条第2項第5号に規定する委員並びに条例第4条第1項に規定する臨時委員が事故その他やむを得ない理由により審議会に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

2 代理人は、審議会の開催前までに委任状を会長に提出しなければならない。

(議事録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 審議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 審議経過及び結果
- (5) その他会議において必要と認めた事項

2 議事録に署名する委員は2人とし、会長が指名する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し疑義が生じた場合は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

計画策定経過

日付	内容
令和 5 年 8 月 24 日	第 1 回太子町保健福祉審議会 ・「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・ 障害児福祉計画（第 3 期）」諮問
*第 2 回太子町保健福祉審議会については、「太子町老人福祉計画（第 10 次）・第 9 期 介護保険事業計画」のみ審議	
令和 6 年 1 月 15 日	第 3 回太子町保健福祉審議会 ・「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・ 障害児福祉計画（第 3 期）」素案について
令和 6 年 1 月 22 日 ～2 月 15 日	「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・障 害児福祉計画（第 3 期）」に関するパブリックコメントの 実施
令和 6 年 2 月 20 日	第 4 回太子町保健福祉審議会 ・「太子町障害者計画（第 4 期）・障害福祉計画（第 7 期）・ 障害児福祉計画（第 3 期）」答申

太子町保健福祉審議会委員名簿

氏 名	役職等	備 考
伊藤 政恵	兵庫県西播磨県民局 龍野健康福祉事務所 地域保健課長	
小田 久美子	公募委員	
開発 直明	たつの市・揖保郡医師会 理事	
竹澤 秀代	太子町教育委員会 教育委員	
龍田 孝夫	揖龍歯科医師会 副会長	会長職務代理者
塚本 俊博	太子町社会福祉協議会 会長	会長
西脇 英子	太子町民生委員児童委員協議会 会長	
長谷川 節男	太子町老人クラブ連合会	
山田 隆昭	太子町連合自治会 前会計	
山本 隆裕	兵庫県西播磨県民局 龍野健康福祉事務所 福祉室長兼地域福祉課長	

【敬称略、50 音順】

太子町
障害者計画(第4期)
障害福祉計画(第7期)
障害児福祉計画(第3期)

令和6年2月

発行・編集：太子町生活福祉部社会福祉課

〒671-1592 兵庫県揖保郡太子町鰯280番地1

TEL：079-277-1013 FAX：079-277-6031

<http://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/>